

第五十五回国会 地方行政委員会 議 録 第三十四号

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和南俊二郎君

理事 山口 鶴男君

大竹 太郎君

塩川正十郎君

渡海元三郎君

永山 忠則君

山田 久就君

渡辺 栄一君

太田 一夫君

島上善五郎君

依田 圭五君

小濱 新次君

林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

人事院事務総局 職員局長 島 四男雄君

總理府人事局長 増子 正宏君

警察庁刑事局長 内海 倫君

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

人事院事務総局 職員局厚生課長 佐分利輝彦君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁保安局長 本庄 務君

通産省化学工業 局保安課長 矢野俊比古君

労働省労働基準 局労働補償部長 中村 博君
専門員 越村安太郎君

七月十四日

委員木野晴夫君、佐々木秀世君、辻寛一君及び大野深君辭任につき、その補欠として渡辺栄一君、村山達雄君、大竹太郎君及び田中昭二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大竹太郎君、村山達雄君及び渡辺栄一君辭任につき、その補欠として辻寛一君、佐々木秀世君及び木野晴夫君が議長の指名で委員に選任された。

七月十三日

市町村営有線放送電話施設助成等に関する請願(内田常雄君紹介)(第三二六四号)

同(枝村要作君紹介)(第三二六五号)

同(小淵惠三君紹介)(第三二六六号)

同(龜山孝一君紹介)(第三二六七号)

同(野原正勝君紹介)(第三二六八号)

指定自動車教習所の助成に関する請願(小淵惠三君紹介)(第三二六九号)

同(久保田円次君紹介)(第三二七〇号)

同(田中榮一君紹介)(第三二七一号)

は本委員会に付託された。

七月十三日

行政事務再配分促進に関する陳情書(仙台市定禅寺通橋丁四八宮城東町村議会議長会長遊佐清)(第三四二二号)

地方税財源の充実強化に関する陳情書外一件(全国市長会中国支部長松江市市長斎藤強)(第三四三三三号)

地方公務員の定年制実施に関する陳情書(仙台市定禅寺通橋丁四八宮城東町村議会議長会長遊佐清)(第三四四四号)

高額料金の水道事業に対する財政援助に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長斎藤強)(第三四五五号)

住居表示整備事業に対する補助金交付に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長斎藤強)(第三四六六号)

都市下水道事業等の起債充当率引上げに関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長斎藤強)(第三四七七号)

市町村の交通事故相談所に対する国庫補助に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長斎藤強)(第三四七八号)

交通安全街頭指導者の事故に対する救済措置に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長斎藤強)(第三四八九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方公務員災害補償法案(内閣提出第一二二一号)(参議院送付)

警察に関する件(房総西線爆破事件に関する問題)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方公務員災害補償法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林委員 地方公務員災害補償につきましても、制度自体が従来も非常に複雑多様な制度をそれぞれ地方自治体が持っておりますし、それから、各

委員からもすでに質問がなされておりますので、時間の関係上四点左右にしようとお聞きしたいと思っております。

まず、本法制定の必要性といいますが、本法制定の理由についてですけれども、一応政府側の提案理由にあるわけですが、いままでの各地方自治体の採用していた制度を見ますと、一般職員については労働基準法、それから現業の職員については労働法、また条例によって補償されているものというふうなものがあるわけですが、これらの問題を通じて、地方自治体の自主性がある程度度量されていくわけですが、ことに職員は、地方公共団体と団体交渉を行なうて、休業補償の十割給付等取りきめているわけですね。本法より有利な条件を取りきめているわけですね、付加給付というふうな形です。しかし、この法律で一本化されるというところになると、こういう既得権がじゅうりんされる。これは各委員からすでに質問があるわけですが、これは各委員からすでに質問があるわけですが、本法より上回るものがある場合は、たとえば付加給付というふうなものがある場合は、たとえ付加給付というふうなものがある場合は、また今後ともそのような運用は有効である、また今後ともそのような運用は有効な条件を自治体と職員との交渉の間でなし得るのだというふうな答弁を聞いておるよう思うのですが、その点はどうか。

○長野政府委員 災害補償法の制定の理由は、補償関係の改善と、迅速公正な実施を確保する、こういうことに尽きるところだと思います。現状におきましては、適用法令が御指摘のようにまちまちでございますし、それから、具体の市町村につきましても、必ずしも十分な補償が行なわれていない現状もあるわけでありまして、そういう意味で、この法律の制定をいたしまして、補償内容の充実と補償をしやすくする、実施をしやすくする

ということを考えておるわけですが、地方団体にしましては、この法律で定められている補償内容を上回る内容のものが現在条例でつくられておる、そういうところがございまして、これにつきましましては、この法律そのものは法定の補償内容をきめることと、それから、基金によつて地方団体に充てて補償するということとをきめるだけでございまして、地方公務員法に定められておるところの給与その他勤務条件につきまして、地方団体の条例で定めるところの地方団体の権能に影響を与えるようなことを考えておるわけではございません。したがって、そういう意味で、上回る給付というものがありませんが、この法律のいう補償ではございせんが、一種の補償でございまして、その補償が条例でつくられております限り有効だと考えております。

○林委員 今後、そういう条例を制定して、本法より有利な条件をつくるということも当然許されると思うのですけれども、これは、あなたの言うように、地方公務員法で給与その他については条例で定めるという原則があるわけですから、それはその法律としてあるわけですから、その余地はあつていいのですか。今後の問題です。

○長野政府委員 法律的にはまさにそのとおりでございます。ただ、公務員の災害補償というものにつきましましては、地方団体相互間の均衡、あるいは他の補償制度との均衡その他の問題がございまして、今回の災害補償の内容は、他の問題を離れて、それ自体考えますと、なおいろいろ不満とか不十分とかいう問題もあつたが、現在国が法律でつくつておられます災害補償の内容としては、一番高い水準のものを内容としておるわけではございまして、私どもとしては、これをもつて災害補償の最小限度の要求というものは満たされるものだと考えております。

○林委員 そのことはわかつてゐるのです。最小限度の要求だから、これを上回るような取りきめを各自自治体が自主的にやり得る余地はある、こう考えているかどうか、こういう質問なんです。要するに、これではなればいかにぬというところは言わないこと、労働組合が民主的に理事者と交渉して、上げるというものを、この法律があるから上げちやいかぬと言わぬ、それは、この自主性は認める、局長、こういうふうに答弁できるでしょう。そういう言ひはつかうか。

○長野政府委員 法律的には、今後これを上回る補償というものは可能でございまして。ただし、私どもとしては、これが最低限度でもあるし、かつ最高限度の現状であるから、なるべくこれをやってほしいという気持ちは持つております。

○林委員 あなたは、最初のときには、これは最小限度をきめただけである、だから、すでにこれより上回るような条件のあるところは、それはそれで存在させますと云つて、いままた、それならば、そういうことを上回るような条件を職員が持つと云ふことも考えられるのだと聞くと、いや、これは最高限度ですから、こちらで云う。そうすると、これは職員のほんとうの補償ということよりは、てんでんばらばらになつてゐるのを一本にして、災害補償の制度を通じて、中央集権的な官僚機構をつくつていこうというのが真のねらいじゃないかというふうに考えられますね。だから、本来ならば、地方団体はてんでんばらばらだから、その自主性にまかせておいて、もし必要があれば行政的な指導なり、行政的な措置でさせてもいいわけじゃないですか。そして、それが各職員の努力によつて向上し得るのだという道を許しておいていいのであつて、法律でどうしても一本にしなければならぬというところは考えられないのです。それは、中央集権的な官僚機構を、この際この制度を通じてつくりたいというところがあるのじゃないですか。そうじゃないとすれば、この法律がかりにできたとしても、それを上回るような条件を自治体でかちとることは、それはそれで許されるのだ。ことに、地方公務員法の中で条例で定めてゐる。それは厳然として存在しているのだからいいでしょう、局長さん。もしこれを上回るようなことが、今後条例で、あるいは慣行

で、地方自治体がそれぞれ独自の立場で、自主的な立場でするという場合は、これを上回る場合には、あえてこの法律があるからといって、それを規制はしない、こう言えるでしょう。

○長野政府委員 てんでんばらばらでいいじゃないかという御議論、まさにそういう御議論もあると思ひます。ただこれは、災害補償というものの一種の社会保障的な性質を持つものでございまして、から、そういう意味で、公務員の福祉の充実という意味での観点からは、補償ということはある程度統一的に内容を充実させていくということも、法律による補償ということでは許されるのではない、だらうかというふうに考えるのでございまして、また、そうすることが、現状においてむしろ適当であるというふうに考えてゐるわけではござい

ます。この上回る問題につきましましては、上回るということ自体は法律に規定することはできないことは、繰返し申し上げたとおりでございまして。また、同時に、こういう勤務条件その他の給付につきましても、やはり均衡の原則というものも大切でございまして。したがつて、お示しのような場合、上回るものを持つことが、かえつていろいろな関係でむしろ当然といふことも認められる。そして、その認めることが必ずしも全体の均衡を侵すものではないというふうな実態にあるような場合におきましては、上回ることもやむを得ないといふのだと思ひますけれども、当然上回つてよろしいのだということを大いに懸念するといふようなことでございまして、この点は、まづいまの限度として考えられ得る一番いいところを内容としておるのだから、一応この辺で出発をしてみようといふことでやつてもらつたらどうだろうか、かように考えておるわけではござい

ます。○林委員 それは、自治省がこれ以上の既存の条件のあるところは存在を許すから、この水準より上回るような努力をしないといふことを考へてゐるというところは、われわれもそういうことは考へてゐないけれども、地方自治体の自主性と職員の努力

によつて、この法律を上回るような条件をかちとる場合は、許さなければおかしいじゃないですか。現に付加給付で百分の百の給付を出すところがあつて、それが許されてゐるのに、それじゃおれのところもそれに近づこうといつて、理事者もよからうというふうなことを条例なりできめてゐる場合に、自治省のほうから、いや、この法律があるから、そんなことをしてはいかぬといつて、職員は社会保障としての条件の向上することを押えることはいいでしょう。奨励は二の次としても、別に押えることはないといふことは言えるでしょう。そうでなければおかしいですよ。

○長野政府委員 自治省としましては、こういうものについての実施についての助言とか勧告ということはいたしたわけではございまして、きまつたものについて、その効力を否定するといふような権能は持ち合はれておりません。したがつて、御指摘のような場合、縦の均衡がそれによつて初めて保たれるというふうなことがあつた場合には、そういうこともやむを得ない場合があるだらうというふうな考へるわけであり

ます。○林委員 局長さんは、職員の地位が向上することとがやむを得ないだらうという消極的な答弁なんですけれども、そこで、本法の適用対象について、職員の規定が二条にありますね。これは、常時勤務に服することを要する地方公務員とこれに準ずる者が政令に定めるもの、とあるわけですね。これにはずれる者が相当ある。これは同僚議員の質問で、たしか二百四、五十万というふうな数字を聞いたのですが、まあ、それを聞きましよう。どのくらいの数字があるか。そこで、その人たちにしましては、従来の制度がそのまま適用されることになるのか。本法ができた場合、本法から適用除外されて、従来の制度との関係はどうなるんですか。

○長野政府委員 御指摘のように、この法律がすつぱりかぶりますものは常勤の職員でございまして、非常勤の職員につきましては二通りの態様が

ございまして、現在個々の法律によって適用のあるものもございまして。それから、全く適用のないものもございまして。まあ、放置されているといいますが、現在までの地方公務員法は常勤の職員、一般職の職員しか対象にしておりませんものでございまして、はなれておるものもございまして。その中で一番はなれておりましたもの大きなものは、数にいたしまして、民生委員とか統計調査員とか行政委員会の委員、付属機関の委員、議員、母子相談員、婦人相談員、その他にもいろいろございましては失礼でございますが、非常勤の職員がございまして。わからない数字のものをはなれておるものだけで申しますと七十八万五千人ぐらゐります。

○林委員 その人たちはどういふ災害の救済の制度が適用されるわけですか。

○長野政府委員 その人たちに對しましては、この法案の六十九条におきまして新しく規定を置きまして、非常勤の地方公務員につきましても、地方団体が条例でそういう制度を定めなければならぬことに規定をいたしております。その内容といたしましては、この法律と労災保険法、そういうものの水準というものを勘案をいたしまして、その均衡を失しないようにということにいたしております。

○林委員 そうすると、六十九条によつて「非常勤の地方公務員に係る補償の制度」というのは各地方団体が条例で定める、そうして、その水準は本法の水準を上るの限界にする、こういうことではないのですか。

○長野政府委員 この法律によつて初めて条例で定める道を開きまして、そうして水準といいますが、その内容は、この法律に準ずるものと考えていく、こういうことでございます。

○林委員 だから、それもこの法律の水準でなければならぬということなのか「補償の制度と均衡を失したものであつてはならない」ということは、どういふことなんでしょうか。要するに、そこで地方団体の自主性、あるいはその各職員の組合

なら組合のそれぞれの過去の実績、あるいは理事者との間の力の関係、いろいろありますからね。だから、こういう「均衡を失したものであつてはならない」というのが、非常に抽象的でわからないわけなんだけれども、どういふことなのか。全然もうこれ以上上にいっちゃいかぬのか。あるいはいろいろな条例で、これ以上の実績もあるわけなんですから、この法律を上回るようなところもあるだろうし、あるいはこの法律の水準でとるところもあるだろうし、それよりはるかに多いけれども、自治体、あるいはそれぞれの職員の職場の態様がいろいろあるわけなんですから、必ずしも画一的にいかないとはいへないけれども、この「均衡を失したものであつてはならない」といふのはどういふことなのか、もう少し正確に聞かせてください。

○長野政府委員 「均衡を失したものであつてはならない」といふのは、同じことばを置きかえることになつて恐縮でございますが、つり合いがとれたものであるべきだ、こういうことでございまして、ただし、この法律で直接規定してありますのは、常勤の職員に対する公務災害補償の内容でございます。それから、ここで条例で定めようとしております非常勤の職員についての公務災害補償でございます。常勤だから内容がよくていい、非常勤だから内容が悪くていいという理由はない、非常勤だから、公務災害というものの觀念、勤務の態様における觀念から申しまして、その意味ではおのずから常勤の職員の公務災害補償の内容がこうだということであれば、この均衡を失するといふ点だけから申しますと、私は必ずしも同じでなければならぬ、あるいは少しも上回つたらいかぬといふことは、そのこととどこまで厳密にこの法律がいつていふことは言えないと思ひますけれども、しかし常勤と非常勤との関係におけるところの均衡論、この均衡として――それはこの中で直接言わねわけでありまして、性質からいましてあるだろうと思ひます。したがって、私は、非常勤の職員について

ての災害補償につきましては、この法律にいう災害補償の内容を上回るようなことを考えるということになりますと、均衡がとれたものとはなかなか言いにくいんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○林委員 当該自治体では常勤と非常勤とあるから、あなたの言うように、非常勤が常勤より上回るといふのは、やや異常な事態だと思ひますけれども、しかし、当該自治体の常勤が一般よりは非常にレベルの高いものをかちとつていて、それに比べて、非常勤のものがそれより以下であるけれども、一般的全国的な水準でいく常勤よりはいい条件を、特定の自治体では非常勤でもとれる場合があるわけですね。そういう場合でも、この法律があるから、一般的な常勤、非常勤という形で全国水準の常勤の一番下ですね、それ以上もうどの自治体もいっちゃいかぬ、非常勤だから、という意味ですか。

○長野政府委員 この条文で見ていただきますとわかりますように、こういうふうに第二項におきまして、条例で定める補償の制度は、この法律と労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失しない。したがって、お話をいたしますところのその団体が、特に上回つた補償内容をしておるから、非常勤職員が、その団体においては上回つたものを含めて均衡という問題があるではないかといふことでございまして、けれども、ここで考えておりますものは、その上回つた部分を非常勤職員について考えようといふことで法律をつくつておるわけではございません。この条例で定める補償の制度は、この法律と労働者災害補償保険法の補償制度と均衡を失しないといふことを書いておるのでございまして、その団体の上回つた補償内容と均衡を失するものであつてはならないといふふうな定めてはいないのでございます。それはなぜかと申しますと、やはり、先ほど申し上げました、常勤職員と非常勤職員というものの、おのずからなる性質といふものを考えれば、このあたりがせいぜい妥当なところ

ではないかといふふうに考えておるのでございまして。

○林委員 そうすると、この法律の本性というのは、それぞれの多様性を持った自治体、そしてそれぞれの過去の実績や、それから労働組合の民主的な努力等によつて自分の社会保険としての災害補償をある一定の水準までかちとつていふ労働組合、職員組合、あるいはかちとる力を持つていふ職員組合があつても、しかも非常勤の人たちも含めてそういう力を持つていても、この法律ができることによつてそういう芽はつみ取られる。要するに、職員組合の民主的な運動をやつたつて、もうこの法律があるのだから、君たち非常勤の者はだめなんだぞ、これ以上は上がらないよといつて押える役割りを果たすことになるのじゃないですか。そこが国家公務員と違うところでしょ。あなたも御承知のとおり地方自治体の職員といふのは、それぞれ多様性を持つていふわけなんですから、場合によつては、過去の実績や力の保有度によつて向上させる条件を持つていふところがあるのだ、非常勤の人も含めて。それがこの法律があり、この法律の六十九条で労災法の基準より均衡を失してはいかぬといふことになる、それを押えることになるというふうに思ふのですか。

○長野政府委員 非常勤の条項運営につきましての公務災害補償の制度というものは、先ほど申し上げましたように非常に不整備でございまして、ほとんど大多数の職員については、その公務災害補償の制度がないにひとしい。ありまして非常勤に乏しい内容のものであつたのでございまして。それを今度は、法律で補償制度の根拠を置きまして、そして地方団体が条例で補償の内容を定めることができる道を開いたわけでございます。そういう意味で、実質はあらためて整備されたということになりますし、また、地方団体が条例で定めることにいたしましたものと、個々の非常勤職員の態様が非常に複雑でございまして、その実態に応じたものをお考えいただきたいというところも

あったわけでございます。その水準についてどう考えるかここで述べておりますのはもちろん一般原則でございます。そして、一般原則としては常勤職員と非常勤職員というものの兼ね合いから考えまして、その補償の内容というものを、むしろ第二項におきましては、私どもとしては補償の内容を押えるという御指摘ですが、押えるのではなくて、補償の内容をこまめに引き上げることある程度保障いたしたために、少なくともその補償内容に關しましては、この法律なり労災保険法で定める制度と均衡を失しないように、こういうことを強調いたす意味も含めまして第二項という規定を置いたのでございます。

○林委員 局長は、盛んに下のほうを引き上げる、引き上げるというし、私のほうは、過去の実績があるのを尊重すべきじゃないか、そのところに食い違いがあるわけですね。しかしいまの六十九条の二項を見ても、労働者災害補償保険、いわゆる労災保険と均衡を失してはならないというけれども、幾ら条件が悪いところでも、労災保険の水準まで、これは法律的にも適用もありませんし、これより以下にきめちゃいけないということ、この二項の適用の場合は考えられない。むしろこれより上げるようなことをするなという作用のほうが強いようにわれわれは思う。それはそれでいいです。もうこの問題はあなたと私と基本的に考えが違ふ。私もとしては、地方自治体の自主性を認め、そして各職員組合の自主性を認め、その民主的な努力をむしろ進めるべきではないかというように思いますが、これは局長と私と見解が根本的に違ひます。

その次が、同じ性質のこの制度が、民主的であるかどうかの一つの基準として、これも各委員が聞いているのですけれども、この基金運営について、ことに十一條の運営審議会、それから五十三條の審査会、これにどうしていわゆる理事者でない職員の組織の代表というふうなものを除外するのですか、そこをお聞きしたいのです。十一條、五十三條、いずれもそうです。

○長野政府委員 基金の運営審議会は、基金そのものが地方団体の一部事務組合的な性格、要するに基金を支払うために一部事務組合をつくったと同じ性質を持つておるわけでございます。それはちょうど町村が恩給を払いますために、かつて恩給の支払いについて一部事務組合をつくつておることをやりましたと同じような性質を持つておるわけでございまして、そういう意味では、基金は、公務災害につきまして、使用者の無過失責任を完全に履行するということで、その運営、管理というものは、使用者が集まつて運営、管理をやるということ、その責任は私どもは果たされるものと考えます。しかしながら、そういう意味では、基金の執行機関だけに事をまかせるといことが適当でもございせんので、使用者といふものが、任命権者の代表が、運営審議会といふもので審議会を構成をいたしまして、そして基金運営の重要事項に關して審議をする、こういうことになりたしたほうが、使用者にかつて行ないます基金の使命というものを、確実にするゆえんであるというふうな考へておるわけでございます。

ただ、ここで学識経験者を入れましたのは、基金の運営の内容をなしますところのものは、公務災害補償の認定なり給付なりというものを確実に実行するといふことでございまして、そういう意味で、医学的な見地でありますとか、また保険数理的な専門技術というものの中に加えていまして、運営を確実にすることのほうがいいというふうな考へまして、学識経験者もこの中に加えることにいたしましたわけでございます。

もちろん、そういう意味で、私どもは、学識経験者の中に、職員であつてそういう能力を備えている人は必ずおると思ひますので、そういう意味で加えることはやぶさかではございせんけれども、公務災害補償の責任というものは使用者の全責任であり、使用者が全額を負担して責めを果たすという体制でございまして、その意味で職員代表を必ず加えなければならぬという性質のものではないのではないかと考へておる。

○林委員 これは重要ですから大臣にお答え願ひたいのですけれども、災害補償で一番重要な問題は、やはり認定ですね。これが公務災害であるかどうかという認定ですね。認定の場合は、やはり使用者と被使用者の間の利害が非常に対立するわけですよ。これはあなた御承知だと思います。対立する場合に、被害者、災害をこうむつた側の代表が、一人も認定の権限を持つ機構の中に入らなくて、使用者側の人たちだけ、使用者側の利益を代表する者だけで認定権限を持つ機構が運営されるということは、非常に不公平じゃないでしょうか。これは局長も言つておるのですが、これが社会保険制度だということになりますと、地方公務員の災害の補償を民主的に適用させるといふことは、地方公務員の当然の権利なんですから、そうすると、その地方公務員の理事者側でない職員の当然の権利を代表し、ことに利害が鋭く対立する認定の問題に、災害を受けた者の代表を入れられない、まあ、学識経験者というのがありますけれども、その利益を代表するものじゃない。これは条文を見てもわかりますように、都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、といつて、全部理事者側を代表するようになつておりますけれども、学識経験を有する者の中の人をピックアップするにしても、それは職員組合を代表するものじゃないんですから、そういうものをどうして入れないのか。要するに、利害が対立している場合に、その利益が守られなければならないほうの側を代表するものを、どうしてこの運営審議会なりあるいは審査会の中に入れていないんですか。これは民主的な制度といへないんじゃないでしょうか。

○藤枝校務大臣 第一に、運営審議会でございますが、先ほど局長もお答え申し上げましたように、この基金は使用者たる地方公共団体にかわつて補償をやる、いわば地方公共団体の無過失損害賠償の仕事にかつてやるといふ形のものでござい

ます。

います。あくまで使用者の一種の団体みたいなものというふうな考へまして、したがつて、その基金の運営、運用といふものにつきましては、これはやはり使用者側といふものにつきましては、これはりますから使用者側の代表と、そして専門的な知識も要りますから、そういう学識経験者を入れたということ、あくまでこれは使用者たる地方公共団体にかわつて補償をするといふこの基金の性格からいたしまして、その運営についてはこのようないか。いま認定にあたつて、災害を受けた人と、その補償をするほうとが、しばしば利害が対立いたすということ、御指摘はそのとおりだと思います。そこで審査会におきましては、これはいろいろ御議論はあろうかと思ひますが、審査会はこの学識経験者といふものは、そういう意味において中立的な、第三者的な学識経験者、特に医療とか、あるいは法律の専門知識を持つておる、あるいは人事行政について専門的な知識を持つておる第三者的な人を選んで、そしてその審査を公正にいたすという態様をとつた次第でござい

○林委員 金を理事者側が出しているから、運営は理事者側だけでいいということだつたら、社会保障制度にならぬでしょう。局長が、社会保障制度、社会保険制度と言ふなら、社会保険制度といふのは権利なんです。それは民主的に運用される権利を社会保険を受ける側は持つておるわけなんです。その権利を保障されているものの代表がだれもその運営の中に入つていないという、そんな運営がどこにありますか。ことに、いままでは認定は、御承知のとおり地方団体で、それぞ

れ理事者側と職員側が交渉してやつておるんですよ。そして、そこでは、職員組合の力や、あるいは情も通ひますから、大体被災者側の言ひことがほとんど通つて、そして理事者側もそういう承認をして、そして労災なりあるいは労基法の適用も受ける場合もあると思ひますけれども、そうやつておるわけでしょう。ところが、今度は一本になつちやつて、府県の窓口、あるいは中央の審議

会、非常に遠いところへ行っちゃうわけですよ。それだけもう遠いところへ行くということだけで直接の責任を持って——過失責任が無過失責任かは別として、責任を持って理事者側と職員が交渉をするところから、県単位や中央の運営審議会、こんなところへ行かなければならない。そこで認定をされる。これだけでも、もう当該職員としては民主的な権利が奪われているわけですよ。その上、その持つていく場所へ行ってみると、自分の利益を代表してくれる人がだれも入っていない。それは全く民主的な運営と言えないんじゃないですか。金を理事者側が出すのはこれはあたりまえですよ。金を出すから運営は自分の思うとおりだ。なるべく金を出したくないから、認定もなるべくきつくしようということになったら、社会保障制度の本質はなくなっちゃうんじゃないですか。これは考えなければならぬ問題じゃないですか。

○藤枝國務大臣 第一に、運営審議会は、運営審議会そのものが認定の実務業務を行なうわけではございませんで、基金の運営の大綱について運営審議会がやるわけでございます。現実認定をいたしましたのは、おそらく支部の窓口ということになろうと思います。したがって、その運営審議会が実際の認定をするというふうなことじゃないのでございまして、あくまで基金の運営について、その専門的な知識、あるいは地方公共団体の代表としての発言をするわけでございます。したがって、この運営審議会に職員を代表するものがないからといって、認定についての大きな影響はないわけではございません。むしろ窓口である支部ということになるかと思えます。ただ、実際に認定をされた、それが災害を受けた人に非常に不利であるというように審査の申し出をします。その審査委員会につきましては、先ほど申しましたように、厳正に、第三者的な、中立的な専門家を招いて、そこで審査をしていただくという手段をとっておるわけではございません。

○林委員 それは詭弁ですよ。補償を行なうのは

基金がやるわけですよ。しかし、基金の運営は運営審議会がやるわけですよ。だから、ここで大きな方針がきまってしまうわけですよ。少し認定がゆる過ぎる、あるいは、こういう認定は従来の慣例からいってゆるいとかというふうな問題だとして、最高の決定はそこでやられるわけですから、これが民主的かどうかということは、この基金の運営全体が民主的なものになるか否かのかなめです。それが自治大臣が任命する者や、あるいは理事者側の代表というふうなものだけだというのは、あなたのことになると、その運営全体が民主的にならないということでは、あなたのことでは、各府県単位の窓口で実際の認定はやるんだとして、その実際の認定をやる窓口は、災害を受けた側の職員の組織の代表が入っているのですか、いないのですか。同じことでは、そんなことは、上のほうの審議会に入っていないなら、下の窓口だって、そんなものが入る余地があるんですか、ないんですか。

○長野政府委員 通常の災害補償の認定は、大臣が申し上げましたように、各府県、六六市の支部で行ないます。異例のものについてだけ本部で考えるということでは運営をしていくわけではございませんが、その支部の認定の際に、職員を代表する者が入っておるか。支部は支部として基金の組織でございまして、職員を代表する者は入っておりません。

○林委員 いや、私の聞いていたのは、災害を受ける側の職員の組織を代表する者がその窓口の中に入っているかどうか、こういうことです。

○長野政府委員 組織の代表は、支部の組織の中に入っておりません。

○林委員 それで大臣、これは法律の読みは、それだけの理事者を代表する者で、それから学識経験者有する者については自治大臣が任命する、こういうふうな解釈ですか。これは局長、それでいいんですね。大臣が任命するのは学識経験者だけでしょう。

○長野政府委員 すべての委員は自治大臣の任命で

ございまして。

○林委員 私、法律の続きがわからなかったわけですよ。そうすると、ますます問題なんです、率直に言って。大臣、聞いてもらいたいのですけれども、自民党の大臣が、労働組合側の利益を真に理解する人を任命するかどうか、かりに学識経験者としても、これは心配するほうがあたりまえだと思ふのです。社会党や共産党の政権じゃないのですから。そうすると、あなたが任命したこの運営審議会が基金の運営の最高の方針をきめる。認定についても、おそらく基本的な方針はそこから出てきますと、今度は資本家のほうの側から考えてみますと、認定がきびしくなされるほうが自分から見ますと、認定がきびしくなされるほうが自分の出費が少なくて済むから、これはきびしくやってもいいわけですね。そうすると、この公務員災害補償の認定から積み重ねられてくる。従来よりもきびしくなってきた認定が、実績として積み重ねられてきて、それが労災や労働基準法のほうへはね返ってくるというところは、きびしくあればあるほど資本家にとっては有利なんです。それから、そういうことでこれが使われる。自民党の政府の大臣が任命するこれらの人たちに、運営審議会ということになるれば、私はどうしてもそういうことが考えられる。そういう意味で、この制度が民主的に運営されるという保証は私はないと思うと同時に、従来各地方の自治体の中で積み重ねられてきたこの認定の民主的な範囲というものが狭められてくるのではないか、こういうことを私は指摘せざるを得ないのですけれども、大臣どうお考えですか。

○藤枝國務大臣 公務災害の認定ということは、私は、単に力関係とかそういうことできまるものでなくて、客観的な基準できまっていますものと思ひます。また、単に公務災害ばかりでなくて、労災等の過去のいろいろな積み重ねもあるわけであらうという意味で、客観的にきまっていますものでございまして、運営審議会が、認定を無理にきびしくしろとか、そういうような方針を打ち出せるものではないと私は考えております。また、自治大臣が任命するのだから、自民党の都合のいいようにというお話でございますが、この任命する中の学識経験者というものは、先ほど局長もお答えいたしましたように、医学的な知識とか、あるいは法律的な知識、あるいは保険数理というふうなものを考えるわけではございませんで、そういう意味におきまして、どっちに都合のいい人間を選ぶというふうなものではないと私は考えておるのでございまして。

○林委員 大臣、あなた、国会の席上だから、そういうきれいなことが言えますけれども、しかし、労災にしても、労基にしても、あるいは今度できるこの制度にしても、実際、災害補償として、どのような認定がなされ、どの級の認定にするか、あるいは基本的には、それが公務上の災害として認定されるかどうかということが、働く者の側にとっては決定的なことです。もう災害補償のいままでの長い歴史というものはその戦いなんです。働く者の側は、少しでもそれを広げていきたい。たとえば国会の職員の諸君だってですよ、自分のうちから国会へ通う途中で、電車が何かゆらいだ拍子に押されて、そして電車のガラスが割れて手を切ってしまった、そこからばい菌が入った、そして一月休まなければならない、それが公務として災害補償を受けるかどうかというところは、これは国会の職員の諸君にとっても決定的な点です。ところが、普通電車で通っている場合は、それは交通の制度のほうの責任であって、職務上、公務上の災害でないとかあるとか、そういうことが非常に問題になるわけですよ。だから、そういう場合に、あなたの言うように、客観的にきまっていますから問題がないんですよ、実務的にはそんなきれいで済まないんですよ。そこをあなたも、よく考えてみてください。この制度をつくった、そういう災害補償を受ける人の側の利益を代表する者がいなくて、理事者側、しかも大臣が任命するばかりでつくられた制度というものは、決して民主的でない、私はそう確信を持て

おるわけですからね。

来ていただいて何の質問もしないのは恐縮です
ので、この問題について労働省の労働基準局長
さんと人事院の職員局長さんに、やはりこの災害
補償の問題は、その認定が非常に大きな要因だ、
ことに、受ける側の者にとってはそれが決定的な
要因だ、——いろいろな問題がありまうけれども
ね。そういうことを過去の実績からお考えになら
ないでしようか、どうでしょうか。ひとつ両局長
さんに、あなた方のいままでの経験からいってど
うだということをお聞きしたいと思うのです。

○島政府委員 ただいま、地方の場合におきま
す審査会の構成についていろいろ御議論があつたわ
けでございますが、国におきましては、そのよう
な場合に、一応不服のある場合には、人事院に審
査の申し立てがなされることになっております。
人事院は、それを受けまして、災害補償審査委員
会を設けまして、その構成は人事院の職員並びに
学識経験者をもって構成いたしておりますが、そ
の審査委員会において、意見を付して人事院にそ
れを提出するわけでございます。人事院において
最終的に公務上、外の認定をする、こういう制度
になっておるわけでございますが、私もこれを
運用いたしまして十数年になりますが、いま申し
ましたような角度から特に問題となつたような
ケースはございません。

○中村説明員 私のほうといたしましては、労災
関係では二十年の経験があるわけでございます。
したがって、いろいろな事案、事例の積み重
ねもあるわけでございます。そういったものを前
提といたしまして、個々の事案につきましては、
審査制度を前提とし、同時に、できるだけ労働者
の方々に有利になるように、法の許します範囲内
におきまして、そういった精神でこの問題に対処
しておる、こういう状況でございます。

○林委員 島さんにお聞きしますが、あなた、む
しろ人事院で公平に公務員の利益のことを考えな
ければならない立場の人が——不服の申し立てが
あつたことばかり私聞いているわけじゃ

ないのですよ。公務員の災害補償の場合に認定を
どうするかというところが、公務員にとっては非常
に重要な要因ではないかというのを聞いている
のに、問題がありませんとは何ですか、あなた。
そんなばかな話はないですよ。不服の申し立てが
あつた場合に、あなたの手腕によつて解決したと
いう、そんな自慢話なら——まあ聞きますけれど
もね。

○島政府委員 確かに、先生のおっしゃるとお
り、公務上、外の認定は、私もこれを実施する
立場といたしまして、非常に問題でございます。
この問題につきましては、絶えず各府庁からい
ろいろ御照会をいたしまして、そのつど私のほう
で指示をいたしておるわけでございます。しか
しながら、この問題について、いま先生のおつ
しゃつたような角度から、私も全く問題がない
という角度で申しておるわけではございません
で、あくまでもその制度的な機構としてどうい
ふふうになっておるかということをお聞きしたわけ
でございます。

○林委員 これは国会の調査室の資料も私拝見し
たのですけれども、この中でも、やはりこの問題
が非常に取り上げられておるわけですよ。私は無
理なと思うのだ、公務員である限りは。私は無
理な身にとりう災害が振りかかってくるかわか
らぬ。その災害が、いやそれは公務上じゃないの
だ、自分の責任だ、いやそれは他の組織の責任
だから、公務員の災害の補償はないのだというよ
うなことを言われたら、それはあなた、安心して
公務員の諸君は働かせんよ。ことに、下級の警
察官とか消防だとか、あるいは現場の労働者な
んというものは、特にそうですよ。たとえば、この
調査室の例を見ましても、非常に微妙な例がある
わけですね「公務上の負傷による疾病について
は、次の各号のいずれかに該当する場合の疾病」、
公務上のものと認めるべきじゃないかという意見
ですね「(イ)負傷した当時、全く健康であつて何
等疾病の素因を有していなかつた者がその負傷に
よつて発病した場合」、これも認定いかにによつ

ては、その病氣は負傷とは因果関係がないのだか
ら、あなたの負傷はもうなつて、それとは別個
な病氣だというふうなことで、災害の補償を受け
られないという場合がある。それから「(ロ)負傷
した当時、疾病の素因があつたが発病する程度で
なかつたものが、その負傷によりその素因が刺激
されて発病した場合」、これは非常にデリケート
な場合です。(ハ)として「負傷した当時、疾病の素
因ありしかも早晩発病する程度であつたものがそ
の負傷により発病の時期を著しく促進した場合」
(ニ)「その疾病を著しく増悪した場合」、これが
疾病の場合ですけれども、そのほか非常な微妙な
場合は「所属官署の式典(創立記念日等)において
提供された場合又は勤務の特殊性により給食が通
例となつておる場合の当該給食による食中毒」
が起きた、式典に行つてごちそうを食べて、食
中毒になつて一月も寝込んでしまった。そういう
場合、それは式典に行つてごちそうを食べて、食
中毒、食中毒と言つたわけじゃない。かつてに行つ
てそんな意地悪なごちそうを食べて病氣にな
つたのだから、それは公務災害の適用はないと
か、あるいは「伝染病に罹患のおそれのある地域
に出張旅行することにより罹患した場合の当該疾
病」、そのほかいろいろありますけれども、こう
いうように、大臣、客観的に公務災害で基準がき
まつておる。あなたの言われる、そんなところは
問題がないのだというところはないのです。長い間
の労働者の戦いで、公務災害だということでも戦
つてきて、その限界を広げてきておるわけですよ。
これは、だからどうしても労働者の側から言う
と、自分の利益を代表する委員会、認定の権限を
持つところに入れなければ、どうしたって使用者
と被使用者というものは利害が決定的に対立して
おるのですから、使用者が被使用者側の利益を代
弁しろといつてもできないことなんです。それを
保障してやらなければ、この制度が民主的な制度
であるとは言えない、私はこう思うわけです。

時間の関係でもう一問だけ。
次に、負担の問題ですが、費用負担の問題、こ

れは地方公共団体の負担ですよ。いままで労災保
険、いろいろかけておるわけですね。これとこの
制度による負担とは全国的にいうとどうなるので
すか。

○長野政府委員 従来の公務災害補償について
は、適用区分が非常にまちまちでありまして、な
かなかその実態がはっきりしない面がございます
けれども、私どもの調べましたところでは、労災
関係と労働基準法関係というのを全体で見ても
すと、負担金の率は、従来より下がることはあり
まして、負担金の上がることはまずないというふう
に考えていいのじゃないかと思つております。

○林委員 総金額を聞いておるのです。いままで
労災に全自治体が払つていた金は何億幾ら、今度
はこの制度によるとどのくらいの金額になるとい
うことを聞いておるのです。数字がわからなけれ
ばいいですよ、あとで資料として……

○長野政府委員 労災関係に払つておりました保
険料は、大体八億円程度であります。今後その部
分の職員についての公務災害補償として払うも
の、これは推定でございますけれども、大体五、
六億円程度じゃないだろうかというふうに出て
おります。

○林委員 その部分でなくて、全体として幾らに
なるかと聞いておるわけです。地方団体の負担
は……

○長野政府委員 全体の負担としては十七億くら
いであります。

○林委員 それを言わなければいけません。だ
から倍になるといふことですよ、地方団体の負担
としては。そこで大臣、交付税の対象にするので
すかどうか。

○藤枝国務大臣 もちろん交付税の対象にいたし
ます。先ほど局長さんとおっしゃいましたけれ
ども、局長の申し上げたのは、その八億というの
は労災関係だけで、そのほかに労働基準法その他
によつてやつておる負担もあるわけでございます
から、直ちに十七億というのが倍になるという意
味ではないと思ひます。

○林委員 それじゃ、聞きましよう。それでは労基で払っている金と労災の掛け金と全部で幾らか、今度のは十七億という数字が出ましたが、どうなるのですか。

○農林政府委員 三十八年におきまして常勤職員についての補償は約八億でございます。それから、三十九年でそれが伸びまして十億五千万円くらいになっている。それから、四十年でまた十二億くらい伸びている。そういうことから推計をいたしてまいりますと、四十二年度におきましては、大体十七億程度になっていくのではないだろうかというふうに考えております。

○林委員 そうすると、それは労基による支払い金と労災の掛け金を合わせて十億というのですか。そうじゃなくて、労災の掛け金とは別に労基による支払いが十億あったというのですか。

○農林政府委員 いま申し上げました十七億と十二億とかいいますのは、労災関係あるいは労働基準法関係の金といたしまして職員が受け取ったほうの額であります。それで、払ったのと受け取ったのとということになりますと、いままで労働基準法の関係の適用のありますものは、地方団体で事故の起きたときに払っておりますから、だから受け取るのと払うのというのは労災関係しかない。労災関係の場合は、先ほど申し上げましたように、八億円ほど払ひまして、四、五億円受け取っておった、こういうことであります。

○林委員 労働基準法で使用者として払う場合もあるでしょう。あなた、それがあつたと言ったじゃないですか。だから、それと労災保険の掛け金と合わせて幾ら、今度はこの制度で十七億地方団体は負担になるじゃないか。あなたが自分で言ったから、それじゃ聞きましようと言っている。それじゃ、労災保険の掛け金だけ地方団体は負担になるじゃないかと聞いているのです。

○農林政府委員 四十年で申し上げますと、いまのようなところであれば、労災に払ひましたものが約八億、労働基準法関係で使用者が払ひまし

たものが約八億、十六億であります。

○林委員 そうすると、四十年を基準にして十六億、今度のは約十七億、とんとん、幾らか多いわ。そこで、大臣にお聞きします。そういう状態です。しかし、掛け金率はたしか政令で定めるとなっていますから、これは自治省がどういうことにもできるわけですから、そこで、十四条で国が交付税で見ると、見ると言いますけれども、国の必要な配分を加えるという、これであなたの言う交付税で見るといいことが、この中に意味されていると言っているのですか。交付税で見ると言うが、どこに法的に規定されているのです。

○農林政府委員 この十四条は、条文にあるような「適切と認める技術的援助をする等必要な配分」という意味でございます。交付税で見るといいのは、法律にそのまゝ書いておるわけじゃないでございます。当然、地方公共団体の共通した経費でございますから、それを基本財政需要額に見る、こういうことでございます。

○林委員 そうすると、本法の中には、国が財政援助をするとか支出するとかいうことは何ら規定してない、こう聞いていいわけですね。それが一つ。

それから、交付税で見るといっても、掛け金率が幾らで——総額は十七億出ましたけれども、これは交付税で幾ら見るのですか。十七億全部見るのですか。

○農林政府委員 結局、最初の国が補助するとか何とかという規定はこの法律案にはございせん。それから、交付税で見ると申しましたのは、この掛け金率等がございまして、その地方公共団体の負担が、財政需要額がわかるわけでございます。その中で、要するに基準財政需要額にその地方公共団体の負担を見る、こういうことでございます。

○林委員 局長、もっと具体的な数字で聞きます。掛け金率が幾らで、その財政需要額としての計

算はどういう計算ができるのですか。もっとわかりやすく言えば、十七億地方自治体が負担するだけのけれども、財政需要額として幾ら見てくれるのですか。十七億全部見るというのですか。

○農林政府委員 大ざいの計算のやり方につきましては、この法律に書いてあります。要するに、職員の職権ごとの負担金率というものを基礎にいたしまして、給与総額に対する割合を出して基準財政需要額に算入するというところでござい

○林委員 だから、具体的な数字で説明してくれと言います。たとえば、それぞれの職場でいろいろの率があるから、それを平均すると給与総額に対して幾らになるんだ、それから、財政需要額は率でどのくらい、金額でどのくらい見るというのか、十七億という数字が出てくるのですから、具体的な数字で言ってみてください。

○農林政府委員 十七億というのは一つの推計でございますが、現在までのところ、この法律に基づきますところの負担金率というものの確定案はまだ持っておるわけではございません。いま検討中でございまして、大体のところは、ここにありますが推計の結果といたしましては、平均といたしまして、職権によって違いますが、千分の〇・八七〇というところで考えられるんじゃないかということになっております。ただ、これは、年度途中で実施いたしました。しかしながら、ことしは災害補償の額が算入いたしてございまして、それでございます。一般会計に属する職員につきましては約十三億ばかり算定されております。これは公営企業関係の職員が除かれておりますので、ことしの需要額の算定方式と私どもの推計とは大体見合つておるというふうに考えております。

○林委員 そうすると、大体十七億は財政需要額としてほとんど見るということですか。それとも、十七億のうち十三億は、公営企業関係の

はずしてあるから十三億で、それも入れれば十七億になる、ほぼそういうことになるということではないのですか。

○農林政府委員 はずれておる公営企業関係を入れますと、ほぼ見合つたものになると考えております。

○林委員 そうすると、大臣こう聞いておいていいのですか。本法による地方自治体の負担金、これはほぼ全額が財政需要額として見られ、交付税として交付されるのだ、こう聞いておいていいのですか。

○農林政府委員 財政需要額としてはその額が見られるわけでございます。ただ、御承知のように、交付税で見るといいますから不交付団体には行かないということもあり得るわけでございます。

○林委員 それは当然のことなんです。時間もまいましたから結論を申し上げますが、結局、御承知のとおり労働関係も、いま約三百億くらいの基金を持つておるわけですね。本法によって自治大臣が掛け金率の決定権を持つておるわけですから、将来これで掛け金率を上げて、この基金を政府が掌握して、場合によってはこれを財政のほうへ運用するとか何とかということも考えられます。当分の間は十七億十七億ととんとんですけれども、将来こういうような基金を政府が握って、これを中央の財政に運用するということも考えているかどうか、ここでそのことを念のため聞いて、時間ですから私の質問を終わりたいと思います。

○農林政府委員 基金の金は、一年間に支払われる災害補償の費用に見合うもので十分なわけでございます。この基金をだんだん大きくしていつて財政に入れるとか何とかいうことは全然考えておりません。もし公務災害が少なくなつて、それほど掛け金が必要でないということになれば、負担率を下げるというようにも考えられるわけでございます。

○林委員 それじゃ私の質問を終わります。

○龜山委員長 この際、警察に関する件について調査を進めます。

○房総西線爆破事件に関する問題について質疑の申し出がありますので、これを許します。太田一夫君。

○太田委員 それでは、たいへん時間が制限されておりますので、うしろの方々も少ないようでありますが、昨晩の房総西線の鉄道線路二カ所の爆破問題につきましてお尋ねをいたします。

昨晩十一時半ごろ、つまり夜中に終列車が五百人くらいのお客さんを乗せて通過をしたほんの二分ぐらいい後、二カ所から爆発が起きて線路が破壊されたというニュースがあるのでありますが、これについて警察庁におきまして概要がわかっておりましたら、わかっている限りこの際お答えをいたしたいと思います。

○内海政府委員 お答え申し上げます。

概況を目下あらゆる面で調査中でございますので、ただいま私どもの手元に到達いたしておりません範囲でお答えを申し上げたいと思うのであります。

場所は千葉県の長浦、房総西線であり、時間は昨夜の十一時十五分ごろ、こういうことであります。

爆発事故のありました状況ですが、下り列車が通過した三分後に軌道が破裂をした。二名の不審な者が現場から逃走したのを見ておる人がございます。

被害の状況でございますが、線路のまぐら木の下に三メートルぐらいいの間隔に導火線のようなものがかけられたようでございまして、深さ二十ないし三十センチ、直径三十センチぐらいいの穴があいて、軌道敷の石が飛散しておるようであります。

列車の運行には支障を生じておりませんし、乗客あるいは付近におった人というふうなものにつ

いての被害は起こっておりません。

遺留品は現在いろいろなものを集めておりますが、いま私どもが公表し得るものは導火線二本というところでございまして。

その他いま捜査中でございますので、その点はお発表し兼ねますが、犯人と思われる者は、目撃者の言等によりまして、二人で、しかも山のほうへ逃げた模様であり、ゴム長をはいておったらしきそういう足跡がある、こういうことでござい

ます。

○太田委員 八両連結の旅客列車ですから、一両六十人くらい乗っていたというのでしたら、約五百人、かりにそういうことが常習化されてまいりますと、たいへんなことが起きると思っております。きょうは特別お時間をいただいておりますのであります。

内海さん、この間の六月十九日の山陽電鉄の電車の中におきまして爆破事件で二人の犠牲者が出た。このときに、もうあと二、三週間が山である、いまちよつとお話はできないけれどもという、何か含みのあるお答えがあったわけですが、あれは犯人は逮捕されたのでございまして。

○内海政府委員 あのとときに長官から、二、三週間というこぼれを使ひまして、新聞記者の方々から、二、三週間の間に犯人をつかまえるというふうな答弁であったのではないかと、こういうふうな聞かれたのですが、実はあれは、こういう捜査については二、三週間における捜査がきわめて大事であるということをおし上げたのでございまして、その間に犯人を逮捕するというふうな意味合いで申し上げたわけではございません。

それはさておきまして、山陽電鉄の爆破事件につきましましては、現在あらゆる努力をして捜査を続けておりますが、いまだ犯人を逮捕するに至っておりません。

○太田委員 たとえば、手がかりくらいはつかめているのか。何か鉄板とか鉄棒に指紋が検出されたというお話も聞いたように思いますが、犯人の逮捕の糸口くらいは何かつかんでおるのかどう

か。

○内海政府委員 結論から言いますと、まださうな犯人を特定する、あるいはさらに逮捕するといふふうな糸口はつかんでおりません。

○太田委員 日本の科学警察というのは世界に冠たるものだと思つてお話をし、われわれもそうであると思つてお話をし、相当知恵はあると思つてお話をし、どうもこの爆破事件というのがつかまらない。たとえば、ことしに入りましてから、一月にありましたのが、あれは神戸大丸デパートにおける爆破事件、二月に入りまして羽田空港の爆破事件は、二人重傷を負いましたが、これは犯人を逮捕された。三月に入りまして東京駅八重洲口新幹線出口所における爆破事件、二十二人の重傷者が出ましたが、これが何とも犯人の目鼻がつかない。四月になりましたひかり二十一

号の網だな事件、六月に入りまして山陽電鉄の車内における爆破事件、二人の犠牲者を出しております。七月に入りまして今度房総西線二カ所線路爆破事件というやうな問題が起きておりますが、こういうやうなことをずつとやっておりますと、ことしになって月に平均一カ所ずつあるとすると、じゃ七月は房総西線、八月はどこのやうな

という話になってくる。こんなことでいけば、一年に十二回出るわけですね。これに対して非常に嚴重な何かが行なわれるように聞いているのだ。が、どうもそれが実を結ぶに至っていない。ちよつと残念だと思つてお話をし、捜査の秘密に属することを私は聞こうと思つてお話をし、それでよろしいですけれども、山陽電鉄の爆破事件がございました直後に、同じように大阪の南海電鉄並びに近畿日本鉄道に對しまして爆破の予告がなされております。こういうやうなことから、関係者は戦々

恐々でございます。

それからもう一つは、いつのことでしたか、かつてアメリカで飛行機が爆破された事件がありまして、そのときにアメリカの科学捜査陣は何をやったかという、そのばらばらになった破片を集めて飛行機を復元して犯人の手がかりを得たと

いうことがありました。金がかかるかどうかということは私は知りませんが、内海局長、どうですか、日本の警察も、ひとつこら辺であややかな何かをやつて、うも二度とこういうことはさせぬやうなあかしを立てませんか、統発するやうな危険、心配があるので、どんなものですか。

○内海政府委員 もう先生に仰せをいただくまでもなく、私どもも警察捜査の權威をかけて爆発事件の犯人検挙に当たつておるわけですから、検挙に当たつておるわけですから、犯人の検挙に至つておるわけですから、この事件捜査につきましましては、たいへん口幅つたい言い方ではございませんが、現在世界の警察の到達しておる最高と申していい捜査力を發揮して、この捜査に当たつておる。いわゆる科学的な面におきまして、あるいは聞き込みあるいは遺留品に対する出所の追及、こういうふうなものにつきましても、一々お話しすれば長くなりますが、何らかの機会に聞いていただければ、なるほどそこまですべておるのかといわれるほどに徹底した捜査をやつておるが、なかなか犯人の検挙に到達しない。

この前、京都で新幹線に妨害物を置きまして、新幹線のひかり号を妨害しようとした犯人をつかまえました。これを調べてみますと、こういうことを言つております。自分は腹が減つてうかつがない、銭もない。おれだけどうしてこういふやうにひどい目にあつたのか。金閣寺はもうすでに前のやつが焼いてしまつたし、銀閣寺を焼きたいけれども、マッチでつけていれば燃え上がるまでにかまるだらうと思つておると、そこへ新幹線が通つた。よし、こいつを何とか妨害しようということ、実は妨害いたしました。こう言つておるのです。

こういうやうな事件の犯人を見つめますと、全くわれわれの犯罪捜査という常道を進めていく外にあるやうな、そういう人間が現在はいくらもの犯罪を犯しておるわけでありまして。こういうものを対象にして、私どもは捜査力の全力をあげて当

たつておる、かように申し上げるのみでございます。

○太田委員 刑事局はいみじくも社会不安ということ表現されました。私も、そういうところの一つ、こういうところでもない非行のものがあるのじやなかろうかと思うのです。それは、若い者がやつたか、年を取つた者がやつたかという年齢ということに關係なしに、そういうことを考へてゐる者が幾多あるのではなからうかという気がする。現在日本の国民の中で、ストレスに悩まされてゐる者、追ひ立てられてゐる者がどのくらいあるだろうか。何かひとつやりたい、何かひとつやらなければ虫がおさまらない者、それから、これは政治の世界でも解決しなければならぬものだと思ひます。思ひますけれども、爆発物、火薬類を使つてこういうことを行ないます、社会に対する挑戦といふものに対しては、断固としてこれを摘発して、是非曲直を明らかにしなければ、私は社会の不安といふものはおさまらぬと思ひます。したがつて、めしが食えないとか、金がないとか、事業に失敗したとか、私だけ不利な扱いを受けたとか、ばかにされたとか、いろいろなものがあるでしょうけれども、そういうものは、そのものに対する対策を別途考へるとして、房総西線の線路爆破事件などというものが、これは子供か少年かわかりませんが、そういうようなことが続発するといふ端緒にならないように、少なくとも、ひかり号の事件が未解決でございますが、あれも材料があつたはずだ、山陽電鉄の車内の爆破事件にも材料はあつたはずだといふようなものから、世界最高の科学捜査陣を誇る日本の警察が威力を発揮していただきたいと思ひます。これはほんとうに自信があつて、やがてあとになつて聞きましたときに、刑事局長、日本の警察は実にたいしたものだと、われわれがここで讃辭を申し上げるようなことが近くありますね。

○内海政府委員 その点については、何とも私申し上げかねますが、ともかく全力を尽くして捜査に当たつておる、かような点だけを申し上げておきます。

○太田委員 きょうは、捜査課長も保安課長も来ていらつしやるようでありましたけれども、とにかく、みんな後手後手になってゐることに成らないで——新幹線の八重洲口は三月でしよう。三月からのものがそのまゝになっておるわけでございますから、早く何かひとつ実績をあげていただきたい。それを特にお願いします。

そこでひとつ、その原因について私はこの際所感を承りたいのは、火薬類取締法というのがあります。この火薬類取締法では、第一次取り締まり管理者は通産省であり、第二次の管理者が警察といふことに相なつておりますけれども、これはほんとうに立ち入り検査等をやられておるのですか。この実態について……

○本庄説明員 火薬類の立ち入り検査につきましては、御承知のごとく、通産省のほうと警察のほうと両方が立ち入り権限を持つておるわけであり

ます。警察のほうにつきましては、従来から各府県警におきまして県内の実情に応じてやつておるわけでございます。ことにございまして、御承知の羽田空港等の事件が起りましたので、各府県警まかせだけではなしに、全国的に少し統一をしてさらに強化をいたしたい、その第一といたしまして、四月に全国一斉の特別立ち入り検査を初めて実施をいたしております。当時、北海道は積雪でございまして実施いたしておりませんが、北海道を除きまして約二万四千カ所、正確に申し上げますと二万三千八百三十六カ所を実施をいたしております。これは現場の消費場所等が中心でございますが、火薬庫、販売店等も実施いたしております。そのうちで違反を発見いたしました件数が五千六百十八件、パーセンテージにいたしますと二三・六%という数字になっておりまして、私たちが予想しておりましたよりもかなり大きな数字でござ

いました。

こういったことにかんがみまして、先般通産省と相談をいたしまして、立ち入り検査の強化等五点を内容といたしまして、火薬類の取り締まり強化についての一応の成果を得まして、六月の中旬に通産次官、警察庁次長共同通達で全国の都道府県知事並びに公安委員会に指示をいたしまして、その指示に基づきまして、各府県におきましてその後取り締まりの強化を実施いたしております。ごく概要を申し上げます。

○太田委員 通産省の見解を聞きたい。

○矢野説明員 通産省のほうの検査の実施でございしますが、メーカー、いわゆる火薬製造事業者につきましては、これは直轄工場という形でございまして、年に保安検査が少なくとも一回、そのかわりいろいろと施設の変更によります完成検査といふものがございしますが、その際には各工場——これは全国全部で二十七工場ございしますが、これはその際に立ち入り検査をいたしますので、大体年に二回以上はわたつております。

問題は、むしろ販売店におきまして問題であります。この辺は数が千というふうな事業者でございします関係で、どうしても警察の御協力をいたさなければならぬ。この前当委員会でもおしかりを受けましたけれども、地方の担当官の人員の手薄といふこともございしますので、過去におきましては、二年あるいは三年に一本くらいしかできないといふ体制もございしましたけれども、この間のお話にございしましたように、先ほどの次官通達というふうなことの線もきめまして、先般保安の審議会におきまして、今後一年に一回励行できるように、これに依つての人の確保もはかるように県のほうに要請をしていふという実態でござい

ます。

○太田委員 いわば四カ所に一カ所違反が出たといふことであり、全体の大体八割から九割くらいは立ち入り検査が行なわれたといふことであります。しかし、いま火薬類の入手は自由にできるじゃありませんか。たとえば、山陽電車の中の爆

破事故がありましたときに、その付近の町工場という町工場には、塩素酸カリとか硫酸だとかいうものがぞろぞろころがっている。だれでも手に入るのだといふことでございしますが、そういうものを一々取り締まるのには、いまのような通産省の製造元というふうなところに重点を置いておるのはいまのちのことでありますけれども、体制として不十分なんじゃありませんか。本庄保安課長、あなたは二万八千ほどおやりになったといふのですが、そういう町工場まで行つてゐるのですか。

○本庄説明員 いま御指摘の町工場につきましては、実は立ち入り検査の対象になっておりません。というよりも、できないといふことであります。

なお、それに関連いたしましてつけ加えますならば、ことしになつて発生いたしました、火薬類を使用した犯罪に使用された火薬類につきましては、御承知のように、ダイナマイトのようになりうとは容易に製造できない、販売店なり、あるいは火薬庫なり、あるいは現場の取り扱い所から盗んでくる、あるいはそこから不正に流れたものでなければ手に入らないようなものと、それからもう一つ、容易に製造できるというわけでございしますが、特別の専門的な技術並びに知識を必要とせずして製造できる火薬と、両方あるわけでございます。法に基づき立ち入り検査を厳重にやりまして管理の徹底を期する、こういう方向で進めてまいりたいと思つております。(太田委員 塩素酸カリだつて火薬だらうと呼ぶ)

後者の点につきましては、塩素酸カリそのものは、私は技術的なことかいは知りませんが、塩素酸カリそのものだけでは火薬でございせんが、それが他の物品と混合いたしますと火薬になる。そこで、無許可の火薬製造といふことになるわけでございますが、そういう容易に製造できる火薬の原料自体が現在自由に入手できる、あるいはそういうものの管理がルーズである、そう

いう点につきましては、何らかの行政指導あるいは法的措置が必要であらうかと思ひまして、その点につきましては、関係の省庁と先般来協議をいたしております。

○島山委員長 関連質問の申し出があります。井上君、簡単に願います。

○井上(泉)委員 火薬というものはどの店でも売っているものではないし、火薬の行く先が製造元から末端の消費者まで——私は火薬の行き先はど書類上は明らかにしている品物はないと思ひます。そういう点からも、これは取り締まらうと思ひます。取り締まりの範囲というものが非常に狭まってくるから、その点は逆に容易ではないかと思ひます。今度の事件なんかになりますと、比較的に取り調べがたやすいと思うのですけれども、いま二万四千調査された時点で、末端で火薬を使用しておる場所というものは何件くらいあったのか、その辺お調べになったですか。

○本庄説明員 先ほど申し上げました四月に実施いたしました全国一斉の立ち入り検査の際、その時点におきまして立ち入り検査を実施いたしました消費場所、これは全部で一万五千九百九十五カ所でございます。

○井上(泉)委員 一万五千九百九十五カ所、これは簡単なもので、警察官が一万五千九百人行けば一カ所一カ所立ち入り検査ができる。

それから、二三%という違反件数の中には、火薬の消費の状況が明らかにない違反件数がどれくらいあったのか。

○本庄説明員 五千六百八十八件違反件数があつたと申し上げましたが、その中には、たとえば警戒さくを設けなければならないという規定があるにもかかわらず、火薬庫のそばに警戒さくを設けていなかったというところがございますので……。

○井上(泉)委員 火薬の消費の状況が明らかにないのものが幾らですか。

○本庄説明員 これは法定帳簿と現品の不一致を合計いたしました九百八十七件でございます。

○井上(泉)委員 九百八十七件になると、また行くも狭まってきたわけでしょう。九百八十七件の火薬の在庫と帳簿と使用した消費数量と合わないその火薬の行く先というものをどうお調べになったのか、その点。

○本庄説明員 九百八十七件の中で、これをさらにこまかく申しますと、法定の帳簿自体が全然ないもの、それから、帳簿と現品の不一致というのが大部分でございますが、その帳簿と現品の不一致についてはさらにこまかく追及いたしますと、これはいづれも克明につけるべきものをつけていない。横流しされたというよりも、朝持ち出したときにすぐ伝票で落とす、それからまた、使い残りを夕方持って帰ってその際また伝票で整理をする、あるいはさらにこまかく申しますならば、調査に行った時点において、たとえば午前十一時に行ったところが、朝の八時に幾らか現場に持ち出しておいた。ところが、それをそのつどそのつど克明に整理をしていない。これは現場の事務の連中がやりますから、なかなか正確を期したのですが、そういう面でも帳簿と現品の不一致から、直ちに実質的な犯罪につながるというふうには認められるものは、先般の調査の結果におきましては出ておりません。

○井上(泉)委員 そんなに、九百八十七件行くえがわからない、それは現場の説明であつて、その火薬の取り扱い者がそういう説明をされるということにおいて、あなたはやっぱり行くえはわかっただんだ、こう思つておるのでしょうか。それで、そうじゃなかったら、火薬が盗まれて違反を起すわけはないのですから、やはりそれにはその行くえを徹底的に追及するということが、私は捜査の中でも一番大切なことじゃないかと思ひます、それがまた、将来にわたつての火薬の管理体制を重視するということにおいてきめ手になりはせぬかと思ひますが、これは内海さん、どうお考えになりますか。

○内海政府委員 私どもも、こういう爆発事件の予防ということは、そういう爆発物あるいは火薬

などが横流れしないということが徹底的に行なわれることにある、かように考えております。そういう意味で、いまお話しのように、現段階における火薬取り扱い者が厳密な取り扱いを行ない、そういう違反というものの、盗難あるいは横流しというふうなものがないように徹底するということでは、私どもの最も希望するところでありまして、ただ、実情を聞いてみますと、いま一斉取り締まりでこういうふうな数字をあげておりますけれども、実情は、取り扱いそのものが業者において業者といふ人も、末端の取り扱いをする者においてどうもずさんなものでありまして、思わぬところでダイナマイトが出たりしておるようなことがあるように聞いております。警察側において徹底した取り締まりが行なわれることを期待しますが、同時に、行政の元締めである通産省においても、これらに対する徹底した行政措置が必要かと考えます。

○井上(泉)委員 ここでありますが、一万五千九百八十七件の消費場所がある、これは大きなところで、それで違反が九百八十七、その九百八十七という違反にいたしまして、いま保安課長さんの言われるように、朝出したものを昼十一時に検査した。ところが、朝出したものを帳簿に記入しなかつたというところは、これは違反とは言えないでしよう。そこで、現実に帳簿を整理して、朝、ハッパをかけるのにこれだけ持っていた、そんなら現在使っていないものを持ってこさせる、それが立ち入り検査じゃないかと思ひます。厳密に火薬の行くえを追及していきましたら、これはそういう言いのがれで糊塗することのできない仕組みになつておるはずで、そこにはやはり火薬取り締まりについて、通産省と警察庁との間の仕事に何か不一致がありはしないかと思ひますが、これはまた次の機会に、徹底的に火薬取り締まりについての対策を立てていただかないと、太田委員の言われるように、今度はどういふことが起こるかかわからぬ。今度はダイナマイト一本持つてきて、それを雷管一つ入れてやれば、線路一つく

い吹飛ばすことは容易なこと、ダイナマイト一本くらく、ポケットに入れてやってくるのですから、五十センチの導火線があれば、汽車が来出してそこにはうり込んでおいて逃走しても十分逃走ができるのですから、これは、もつと行くえの捜査ということについては、厳重な姿勢で臨んでもらいたいと思ひます。

○太田委員 最後に、私は通産省にきょうも来ておつていただきますし、通産省が法定の所管省であるということをご否定するわけではありませんけれども、今日の段階になつてくると、火薬が凶器になつておる。しかも社会不安、混乱を巻き起こしておるのに、この取り締まりというのは実は形式的だということは残念だと思ひます。そこで、銃砲刀剣等は所持に対して取り締まり法が厳重に施行されておる、これは公安委員会のもとにだつた警察庁も実に入りつぱにやつていらつしやると思ひますが、ダイナマイトを中心とする火薬類の取り締まりについても、警察庁が中心になつてやるくらいの体系を、この際御協議の上新たに作るようにすべきじゃないかと思ひます。そういう点、二度とこんなことは起きないという保障をどうかおやりにならないと、あちらで協議し、こちらで協議し、向こうはあやう、こちらはいやうな気がしてしょうがない。最後に、その点について刑事局長の見解をひとつ聞いておきたい。

○内海政府委員 私、所管でありませんで、どういふふうな措置を政府においてとるべきかという点については、意見は申し上げかねますが、犯罪が起つたならば捜査をしなければならぬ立場にある私もしましては、ともかく、先ほども申しましたように、こういうふうなものの行政上の措置が適切に行なわれて、不法にちまたに出ていくというふうなことがないような措置が適切にとられることを期待いたしております。

○島山委員長 本会議散会後再開することといたしまして、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後三時四十五分開議

○農山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方公務員災害補償法案を議題とし、質疑を行います。細谷治嘉君。

○細谷委員 地方公務員災害補償法案につきまして、質問は私がしんがりのようでありまして、できるだけ重複を避けたいけれども、条文を追うて質問をしたいと思うのであります。

その前に、労働省からお見えになっておるようでありますので、お尋ねしたいと思っております。第一点は、いまだで地方公務員全部ではありませんけれども、労働法のワックの中で補償されてまいったわけでございまして、これが全面的にはずされるわけでございまして、この点につきましては社会保障制度審議会等でも、地方自治権という立場からいっても問題があるというところを指摘しておるものであります。こういう労働法というものは社会保障の一種として一元化すべきであらうという議論もあるものでありますけれども、労働省はどう受けとめるのか、お尋ねしたいと思っております。

○中村説明員 確かに細谷先生のようなお考えもあることと存じますが、私も今回この地方公務員災害補償法案に同意を申し上げましたのは、やはり地方公務員の方々の特殊性、それから同時にいまだでカバーしていなかった方々が相当おられるわけでございまして、そういう方々が一本になりまして、このような公務員の災害補償制度のもとに業務上の負傷疾病に対する適切な給付が行なわれるということにつきましては、非常にけっこうなことかと存じます。

○細谷委員 地方公務員一本になることはたいへんけっこうなことであらう、こういう御答弁でございまして、私の聞いておる範囲におきましては、労働省においては、よくいわれるなわ張り根性ということではなしに、これについては必ずしも賛成という立場にはなかったということをお聞きしておるのでありますけれども、それは単なる杞憂にすぎなかったと理解してよろしいのですか。

○中村説明員 この点につきましては、自治省との間にも十分お話し合いを申し上げておりますし、また詳細な点につきましてもお話し合いをいたしたわけでございまして、したがって、労働省の中でそのような意見が最終的にあつたということではないという状態でございまして。

○細谷委員 労働省の考えを表明されましたので、これ以上私は質問いたしません。ILO百二十一号条約というものがございまして、これは業務災害の場合における給付に関する条約でございまして、これについて労働省はいつごろ批准をしようというお考えをお持ちなのか、これが一つ。もう一つはこのILO百二十一号条約と比べまして、いま出されておる地方公務員災害補償法案あるいは現在の労働法とは、そのレベルにおいて水準においてどういふ違いがあるのか、この点につきましてひとつお答えいただきたいと思うのであります。

○中村説明員 御質問の第一点でございしますが、百二十一号条約の中身は非常に高度の内容を持っておりますわけでございまして、わが国の現状からいいますれば、一挙にこのレベルのものを実現するというには、直ちにまいらないと思っております。

批准の時期というお話でございしますが、この点につきましては、いまでも申し上げかねるわけでございまして、ただ労働法につきましては、三十五年の改正で年金の導入をいたしまして以来、四十年の、全面改正に近い大改正をいたしまして、年金の大幅な導入をはじめといたしまして、相当内容高度化したしたわけでございまして、こういう方向につきましては今後とも努力を続けて、引き続き、さらに検討をいたしてまいりたい、かように考えております。

○細谷委員 ILO百二十一号条約というのはた

いへん高度なんだということとございしますから、言ってみますと、現在労働法なり地方公務員災害補償法案の描いておる水準というものはそれよりもかなり低い、こういうふうな労働省も受け取つていらつしやうと思つておりますが、そこで、自治省と労働省にお尋ねしたいのであります。第一、第一の目的に、地方公務員の公務上の災害、こういうことが書いてございまして、一体公務上というのはどういふ限界なのか。百二十一号条約と比べますと、給付の水準ばかりではなく、公務上という範囲がかなり違つておると私は思うのであります。この点についてひとつ両省のお考えをただしたいと思つております。

○中村説明員 労働法に書いてございします業務上の事由によるというのにつきましては、これは業務と因果関係がある事項はすべて含まれるわけでございまして、しかし、先生十分御承知のように百二十一号条約におきましては通勤途上災害を含むというところになっておまして、その部分が異なるわけでございまして。

○長野政府委員 地方公務員の公務上の災害につきましても、考え方は、ただいま労働省から述べられましたこの業務上の災害と同じであります。公務に關連する事項に基づくものというふうになつておるわけでございまして、したがって、事故の範囲の中には、百二十一号条約の通勤途上の事故を含むというのと、地方公務員災害補償法案におきましての事故の範囲には通勤途上の事故を含まない、その違いはございまして。

○細谷委員 公務上というものは、一体それが公務上かというところはたいへん重要であります。私はやはりILO百二十一号に貫かれておる精神というものを尊重すべきであると思つておるわけであります。私がいま申し上げるまでもなく、現に公務上であつたかどうかという範囲につきましては、いろいろな問題点が起つておると思います。たとえば、尿ホースを運搬中、それが公務にならなかつたり、宿直中になつた場合はほとんどそれが公務にならなかつたり、あるいはマラソンの

指導中にそれは既往症なんだという形で片づけられて公務にならなかつたり、あるいは打ち病とか、こういうもの等々で、たいへん問題になつておるわけですね。百二十一号は、やはり公務の際に、もううちを出かければ、玄関を出ればすでに公務に直結しておるのだ、こういう考えに立つておるわけですね。したがって、今日、行政局長御承知と思うのでありますけれども、相当数が公務上であるにかかわらず災害補償の適用を受けないで、赤字と言われる健康保険のほうに押し込まれておる、こういう事例が多々あると思つておる。こういうこととありますから、この公務上の災害というものは、たいへん重要な意義を持つておる、こう思ふのであります。これについて、今後この法律の運営にあつて自治省はどう対処していくつもりなのか、どういふ方針なのか、労働省としては、こういう問題についてどう対処してまいらうとするのか、これもお尋ねしておきたいと思つておるわけであります。

○長野政府委員 この公務上の災害という問題の範囲なり取り扱ひ方というものは、現在のところ労働法等におきましてこの業務上の災害というものと考え方は大体同じになつておるわけでございまして、それは国家公務員の災害についても同様になつております。したがって、通勤途上の災害というふうなものにつきましては、一般に現在のところは公務上の災害として取り扱ふというところは困難でございまして、ただ、今後の問題として、問題は二つございまして、外国等の例から考えまして、全般的に解決すべき問題があるというふうな考えをすべきものではないかという問題が一つあるわけでございまして、それからもう一つは、一般の業務上の問題はともあれとして、公務の特殊性に基づく問題として何か取り上げておかなければならぬ性質のものはその中には出てこないのか、くるのかというふうな問題も、もう一つの別個の公務の特殊性という点から考えていくことが必要であるという考え方も、場合によつてはあつておると思つておる。したがつ

て、こういう問題につきましては、労働省、人事院におけるところの国家公務員の取り扱い、労働省におけるところの民間労働者問題の取り扱いとの関係もございしますが、自治省といたしましては今後とも、この公務上の災害の範囲というものは通途上の問題だけではございせん、先ほどちょっと申し上げましたような問題も含めまして検討してまいりたいと思ひます。

○細谷委員 今後検討するということでありましても、現在までの労災法の運用にあつても、私がいま申し上げたような非常な問題があるわけでは、しかも百二十一号条約は出動途上の場合も、これはやはり公務上の災害だ、こういうことをはつきりしたつておるわけでありまから、これは十分検討して、この法律の趣旨が十分に生きるように、さらには現在の労災法等の運用等も、批准を早急にいたさなければならぬけれども、少なくともそういう精神に向かつて具体的に前向きに進まなければならぬと私は思ふのであります。この点について、ひとつ労働省のお考えも承つておきたいと思ひます。

○中村説明員 ただいまの御趣旨に従ひまして、前向きの方向で検討をしてまいりたいと思ひます。

なお、通途上災害につきましても実態調査を始めるとか、その他いろいろな他の点にもわたりまして対策を講じてございまして、前向きの姿勢であるということを一言申し上げたいと思ひます。

○細谷委員 労働省にお尋ねいたしますが、今年の二月に安全衛生管理要綱というものをつくられたと思うのであります。この安全衛生管理要綱というのをつくられたにあたりましては、特に市町村の仕事であります清掃業務、こういうものに非常に災害が多発いたしておりますので、それに応じて安全衛生管理要綱というものをつくつて対策を講じていこう、こういうことになつたと思ひますが、そのとおりでしょうか。

○中村説明員 直接所管ではございせんが、安

全衛生管理要綱を策定いたしてございす。

○細谷委員 それをつくられてからまだ半年ぐらゐの時日しかたつていせんけれども、その成果といひますか、これができてからの状況というものはどういふことになつておりますか。

○中村説明員 ちよつと数字的な資料はいまつかんでございせんので……

○細谷委員 自治省にお尋ねいたしたのであります。この安全衛生管理要綱なるものが今年の二月に労働省でつくられて、これに基づいて労働省としてはやつていらつしやることを御存じでしょうか。

○長野政府委員 承知いたしております。

○細谷委員 この安全衛生管理要綱といひますのは、長年の自治体の職員、特に清掃関係の職員の切実な要求に基づきまして労働省がつくつたものだといひます。そこで、今度清掃関係の職員の方々が、この地方公務員災害補償法案というものが成立しますと、これに基づいて災害補償を受けることになるのであります。せつかくいままでの実績にかんがみて前向きでつくられたこういう要綱でありますから、この要綱を生かしていただかなければ災害は減らない、こう私は思ふのであります。そこで安全衛生管理要綱といふものはできたばかりでありますから、これから十分に成果をあげるように運用してまいらなければならぬのであります。これについて自治省としてはどういふふうにやつていこうとするのか。言つてみますと、そういう地方公務員の労働災害については、労働省と密接な連絡をとつてやつていくというお考えなのか、労働省はまたこの安全衛生管理要綱に基づいて、やはり労働者に災害が起らないようにチェックをしていく、こういう考え、態度がおありになるのかどうか、これをひとつお答えいただきたいと思ひのであります。

○中村説明員 災害防止につきましては、労働基準行政の中で最重点事項でございす。と同時に、また労働省といたしまして、人命尊重の見

地から、これにつきましては最重点の施策といたしまして、今般安全衛生局も設置されることとなつたわけでありま。したがしまして、この点につきましては、今後この災害防止行政というものはさらに一そう強力に省の中心の行政として進められていくという方針になつたことを申し上げたいと思ひます。

○長野政府委員 地方公務員法四十二条におきましては「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならぬ」といふ規定があるわけでありまして、その厚生に関する事項といひますものは、職員の安全及び衛生に關する事項も当然に含まれるわけでありま。具体的には、いま御指摘のような職員の関係につきましても安全及び衛生に關しましては、労働基準法に基づきまして労働安全衛生規則によりまして、職務環境の整備でありますとかあるいは危険の防止及び危険業務への就業制限、安全衛生教育、健康診断など、各方面にわたります規定が整備されまして、これが実施に移されることになつたことは先生御指摘のとおりでございす。自治省といたしまして、労働省のそういう御方針というものは、もちろん十分連絡をとりながら、これらの規定に従ひまして今後一そう災害を防止する体制を進めてまいり、これは当然の責任でなくてはならない、こう考えております。

○細谷委員 特に労働災害については一元的に労働省が任務を負うべきものだ。まあ炭鉱の災害等については通産省、それからこの地方公務員災害補償法がございまして、地方公務員の災害問題についてはこの法律だということになりますと、ますます労働災害といふものがばらばらになつてくるのではないかと思ひのであります。そこで、せつかく安全衛生管理要綱なるものができて、特に市町村の清掃関係の多発しておる労働災害といふものを防ごうという意欲に燃えておるわけでありまから、ひとつ今後十分に労働災害が起らない

いように——この法律で補償を受けるのが能じやないのではありません。要は災害が起らないようにするというのが第一の要諦であらうと私は思ふのでありますから、十分にひとつ労働省としてもそういう点を要綱に基づいてチェックしていただきたい、こう思つております。部長さん忙しいようでありまから、これだけ一つ決意のほどを承つて、あとお帰りになつてもけっこうです。

○中村説明員 先生のお考えに沿ひまして、なお一そうの努力をいたしたいと存じております。

○細谷委員 けっこうです。

それでは第二條について伺ひたいのであります。「この法律で「職員」とは常時勤務に服することを要する地方公務員」といふことになつております。そして、地方公務員に準ずる者で、勤務形態が常時勤務に服することを要する人については政令で定める、こういうことになつておるわけでは。御承知のように、地方公共団体には正規職員ではなくていわゆる臨時職員という者がおります。その臨時職員という者がこの補償の際に常に問題になつてくることでありま。その臨時職員といふのはこの対象になるのかならぬのか、これを政令で定めるわけでありまから、明確に承つておきたいと思ひのでございす。

○長野政府委員 基金の対象になりますところの職員は常勤の職員を原則にしておりますが、いわゆる非常勤職員のうちにおきましても、常時勤務しておりましてその地方公務員について、定められております勤務時間以上に勤務をいたした日数が、いわゆる引き続いて十二月をこえるに至つた者で、その後もなおそういう状態にあるというような者をいわゆる常勤の非常勤、こういう普通の言いならわし方をしておるようでありまが、主としてそういう職員につきましてはこの基金の対象にいたしたい、こう考えております。

○細谷委員 念のために伺つておきたいのであります。常勤の非常勤といふのは具体的にはどういふものをおさしになりますか。たとえば一カ月のうち十五日以上とかなんとかいふ、そういう尺

○長野政府委員 常時勤務を要する地方公務員について、定められている勤務時間以上の勤務をした日が引き続き十二カ月をこえるという、これを月にいたしました場合には二十二日ということに考えております。

○細谷委員　月にいたしまして二十二日勤務しておる臨時職員は、これは常時勤務に服する職員、政令で定める場合の臨時職員も通算する、こういうことになるわけですか。

○長野政府委員 そのとおりでございます。
○細谷委員 念のために伺っておきますが、二十
二日という根拠はどこから出たのでしょうか。

○長野政府委員　これは非常勤職員といひまして、その勤務の体系が常勤職員と変わらない程度の者をどのようにして救済するかという問題になる

りますのは、この公務災害補償だけではございませんで、共済関係の職員の範囲というようなもの、むしろそちらのほうからそういう問題が出て

きたわけでございまして、年金の通算とか、そういうものの対象に含めますために考えました範囲が、いわゆる常勤の非常勤としていま申し上げま

した月のうち二十二日以上、こういうことになっておるわけであります。そういう意味で、いわゆる常勤の非常勤職員といいますと、その範囲が一

応いまのところは確定しておるようなかつこう
でございます。そういう意味で、公務災害補償に
おきます職員の範囲にもその者はぜひ加えたい、

○細谷委員 いままでの慣例ということのようでありますが、いま国会に出ておりましたたとえば住

民基本台帳、こういうものをやっていく場合に、これを二年間でやろうというわけであります。が、実際には巨額の経費と相当数の臨時職員を雇い込

まなければとでもやれないと思うのです。そういう臨時職員が二年間やった後に、たとえば試験に合格して正規職員になっていった、こういうこと

になりますと、この二年間を棒に振るといふわけ
にいかぬわけですから、これはやはり通算してい

かねければならぬ、常時勤務してまいったのでありますから。それはそういうことになるわけですね。

○長野政府委員 いまお示しのような職員の場合には、そのままお話しのとおりにつながってまいるのでございます。

○細谷委員　ちょうど大臣見えたから、大臣忙しいようでありますが、お尋ねしたいのであります。私はいつも申し上げるのでありますけれども、今度地方公務員についての災害補償というの

は、この法律で定めるところになつたのである。いままでは条例で定めてまいつたわけでありました。したがって、これはいいますれば地方公共団

体の固有の事務である、こういうことになるわけ
でございます。ところが、この法律を見ますと、
第一条の「地方公共団体に代わつて」ということか

「地方公共団体の便宜の供与」、十七条の「事業計画及び予算」、それから十八条の「決算」、十九条の「借

入金の制限」いずれもこれは自治大臣の承認であります。二十条から二十二条までは「自治大臣の権限」、二十三条は「自治省令への委任」、五十条の

費用の負担は自治省令、こういうことで、これは自治大臣、この法律は基金制度でありますけれども、自治大臣がものすごい権限を持つておる、先

ほとんど本会議で議論されたような法律なのであります。自治省はよく他省に対しては、たとえば外貿埠頭公団が自治権の侵害になるのではないかと、あ

るいは中小企業振興事業団法はやはり自治権の侵害になるんだということでずいぶんがんばっていた。これは私は高く評価しているのである。

ますけれども、自治省みずからは、みずからの権限の範疇においては大いに中央集権化を進めておると申さなければならぬのでありますが、どうで

しょう。これは、この法律はそうなっておるので
すか。

○藤枝国務大臣 お話しのように、そういう見方

からすれば一つの何か中央集権的なやり方ではな
いかということでございますけれども、これはや

はり地方公共団体にかわつて公法上の行政処分をいたす特殊法人でありますので、いねば自治大臣が地方自治体にかわつていろいろ監督をするということなのでございます。根本的に申し上げて、現状はこういう補償制度について非常にばらばらである。それができるだけ高い水準にまとめて、

しかも全国でできるだけ同じようにするというのには、やはりこういう、いわば地方自治体の連合体みたいな形でやるのが公正に迅速にできるというところでこの基金制度をやったわけで、それなら

一々自治体に助言を与えて、こういう高い水準の
条例をつくるということを指導したらそれで足り
るじゃないかという御意見もあらうかと思いま

す。しかしやはり危険分散というようなものも考
えますると、こういう制度で地方公務員の待遇の
改善をいたすことが妥当ではなからうかと考えて

○細谷委員 私は、現在中央集権だ、それからさらに選挙のときにいわれることでありますが、

気に入らない知事や市長になると交付税も特交も減らずで、こういうことに対して自治大臣が、いや中央集権というのはよろしくないのだ、また

そんなことはあり得ないことだ、人によって交付税や特交が減るということはあり得ないことだ、こういうことで、地方自治を大いに大臣として鼓

吹をされておることについては敬意を表するわけ
です。敬意を表するわけでありますけれども、大
臣、この法律はやはり明らかに従来固有の事務

であつたものを、地方公務員法を改正いたしましたので、それに基づいてこの法律ができるということであり、しかも各条文にわたつて自治大

臣の承認、許可、こういう形でありますから、自治権という観点に立つて申しますと、これはやはり自治権の侵害というそしりを受けかねない内容

のものだと思ふのであります。
そこで私は、その代表的な例を条文を拾つて申し上げてみたいと思ふのであります。

第十一条、運営審議会に関する規定でありますけれども、基金運営審議会は委員を十二人置くこ

となつてゐるのであります。ところがその十二人といふのは、十一條三項によりまして、都道府県の知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教育委員会を代表する者、都道府県の公安委員会を代表する者、地方公営企業の管理者を代表する者、これで合計六人

者六名で、自治大臣が任命して構成するといふのであります。大臣、労災法を見てみますと、これは労働大臣の任命になっておるのであります。

れども、労働者、使用者、公益代表おのおの同数、こういう形になっておるわけです。私は、この条文を見まして、なるほどこれは全体を賣いて

ずいぶん自治大臣の権限が強くなつておる、自治大臣の本意ではないのじゃないかという気がいたしましたのであります。この、知事の代表、市長の代

表といういわゆる管理者の代表を六人やつて、あと六人は学識経験を有する者でという法律のていさいは、大臣の従来の主張からいきますと、ず

いぶんはずれておるのではないかと私は思うのであります。労災法を受けておった人が、今度はこの法律へ組まれてくるわけでありますから、少

なくともその精神は貫かれていかなければならない。言ってみますならば、労、使、公益の三者のおおの同数の構成でつくらるべきだという議論

も私は成り立つと思うのであります。そういう点で、私はこの十一條三項については、たいへん不満があるのであります。そこで私はこの法律をぜ

ひ大臣に直していただきたいと思うのでありますけれども、会期が迫っておりますし、しやにむに委員長は通す通すと言うものですか、なんで

すが、とにかく学識経験を有する者の中に、参議院の答弁におきまして、適当な人があれば学識経験者として地方公務員の組合員を代表する者を

入れてもいい、しかし適当な人がなければだめなんだ、こういう答弁をなさっておるのであります。それはだれが判断するかというと、任命者です。

ある自治大臣が判断するのであります。いろいろと苦勞したけれども適任者はありませんというこ

とでゼロになったって、これは言いわけは立つわけでありまして、これでは私は大臣の本意じゃないと思うのでありますが、ひとつここで、やはり大部分の補償を受ける人は、なるほど常勤職の知事も入りますし市町村長も入ります、今度入ってくるのですけれども、大部分は一般の職員であります。災害を受ける人も大体その人たちであります。この人たちにとってはたいへんな問題であります。本人ばかりでなく、家族にとつてもたいへんな問題であります。でありますから、やはり私は組合員を代表する者をこれは必ず入れるべきであると思うのであります。大臣、ひとつこれについて明確な答えをしていただけませんか、この法律はたいへんです。

○農林省大臣 最初に、この基金は、先ほども林さんにお答え申し上げたと思いますが、要するに使用者たる地方自治体にかつてその補償の義務を履行するというところでございます。したがって、基金の運営等については、そのかわられた地方公共団体の代表者、あるいはさらに、こういう補償というものは非常に専門的知識を要するものでございますから、学識経験者の中から選ぶといったわけでございます。それ自体私は、いわば自治大臣のここにおける権限というのは、数千の地方公共団体、使用者たる地方公共団体のかわりに監督をするという性格のものであらうと思っております。その限りにおいて、この十一條の規定も私は御理解いただけるものと思ひますが、現在、先ほどおあげになりましたように、職員の中にもこうした公務災害補償というように非常に練達たんのものも入るわけでございますから、そういう適任者があれば、これはその学識経験者として入れることにやぶさかでないと考えておる次第でございます。

○細谷委員 大臣、適任者があればということ——あればはいかぬですよ、これは。日本の国のすみずみまでさがして適任者を求めて、必ずその代表を入れるようにしますぐらい言ってもらわぬと困る。月の世界までさがさぬでいいので

す。これはたくさんあるのですよ。あればではなくて、必ず適任者を求めて組合員の代表的立場の人を入れたい、このぐらいい言明していただかせんと、ちよつとこれを終わるわけにいかぬです。

○農林省大臣 こういうものに練達たんの人の人があれば申しましたが、あれば入れるということとは、なければ入れないというふうなことでなく、おそろく二百三十万人もいる地方公務員でございまして、その職員の中にはこうした仕事にも相当練達たんのうな人がいるであらうということ、私も想像をいたしております。

○細谷委員 まだちよつと……二百三十万人からということを言っておるわけではないのです。草の根を分けても——草の根民主主義といわれておるわけですから、草の根を分けても適任者を選びますと、こゝまで言つていただけませんか。大臣の気持ちにはそこにあるであらうと思ひます。

○農林省大臣 非常にたくさんの方公務員でございまして、こういう仕事に非常に練達たんのうな、学識経験を持つている人も確かに存在しているであらうと思ひます。したがって、その御趣旨に沿つて、できるだけ善処したいと考えています。

○細谷委員 御趣旨に沿つて、できるだけ善処いたしますというのではなくて、大臣のことばを、できるだけというのを除いて、御趣旨に沿つて善処します、こういうことだと私は理解したいと思ひますが、異議ありませんか。——頭を下げましたから、委員長もおることですから、了承したいことだと思ひます。

次に、五十三條でございます。不服の申し立て及び訴訟という章でありますけれども、この五十三條に基づきまして、不服がありまして異議の申し立てをする。それは審査をするわけでありまして、これは非常に重要なのであります。この五十三條によりますと「審査会は、委員五人をもつて組織する。」とこうなつております。委員は、学識経験を有する者のうちから基金の理事長が委嘱

する。」「こういうふうになつておるのでございまして。ところで、大臣、私はこれもかなり一方交通だと思ひます。御承知のように、労働法は、労働災害保険審査官というものがございまして、そこに不服の申請をするのであります。これは労働省の役人がやるわけでありまして、必ず労働の代表者二名ずつを選びまして、何といひますか、指名をされる人がおるのであります。その指名された人は、常に意見を述べることができるよう法律で保障されておるのであります。これでは何らの保障がないのであります。制度的にもこれは労働法から見ますと、かなり一方交通でありまして、ほんとうに補償を受ける人は、先ほど申ししますように、自分ばかりでなしに、家族の問題でありますから、やはり民主的な公正な運営ができるような制度を打ち立てておかなければならぬと思ひます。これについて大臣、このままでは困るのでありますから、何かいい名案がございそうなものだと思ひますが、いかがですか。

○農林省大臣 審査会の委員は学識経験者、しかも、おそろく認定の問題、公務に入るか入らないか、しかもその限度はどういうことであるか、こういうようなことが争ひの中心になると思ひます。したがって、そういうことに練達たんのうな学識経験者、中立的なと申しますか、第三者的なものを選んでやるように運営をいたしたいと思ひますが、おそろくこの審査をいたす場合におきましては、本人なりあるいは本人にかつてその利益を主張するよう人の意見も審査会においては聞くようになると思ひます。また、おそろく実際問題としてはそういうことではないかと思ひますので、その辺は労働と違つて、制度的にここには書いてございませぬけれども、審査会が審査をする場合に、本人なり本人を代表するものの意見を十分聞くとか、そういうような運営の方法は考慮されるのではないかと思ひわけでございます。

○細谷委員 労働法におきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法というものがあつて、これにきちんと制度が法律的に確立されておるのであります。そこで、私は、大臣は非常に良心的な人でありまして、公務員にとつては一生の問題であります。大臣はこれから一生自治大臣をやつておるかどうかわからない。私はやつていただきたいと思ひますのでありますけれども、そこで、大臣、この法律に基づいて、いろいろ問題があると私は思ひますのでありますけれども、自治省令というものがあつてあります。でありますから、私は、本来ならば法律を労働法に基づいて直していただきたいと思ひますのでありますけれども、この段階ではそこまでは申しません。そこで、自治省令というものがあつてありますから、この自治省令に、この審査についての運営、指名をしておく、いわゆる参事制度と申しますか、そういうものを自治省令にきちんと書いておく。この基金について、業務規程というものがつくられるわけでありまして、その自治省令を受けまして、この十二條の業務規程の中でそういう運営をやるんだという裏づけが、自治省の良心にかつても最低限やつておかなければいけないことだと私は思ひますのであります。いかがでございますか。

○農林省大臣 先ほどお答え申し上げましたように、審査会の審査の実態につきまして、被害者なり、その被害者を代表する人の意見が十分聞けるような方法は考えられると思ひますと申し上げたわけでございます。自治省令に書いておいて御提案につきましては、ただいま初めてお伺ひしたわけでございますが、そういう方法もあらうかと思ひますので、十分検討したいと思ひます。

○細谷委員 そういう方法もあらうかと思ひますとおっしゃいましたが、この五十三條の運営について、労働法の趣旨にかんがみまして、解決の道は二つある。一つは、労働法に基づいてやはり法律で規定するか、あるいはこの法律に基づく自治省令でそういうものを裏づけて、それを受けて業

○細谷委員 労働法におきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法というものがあつて、これにきちんと制度が法律的に確立されておるのであります。そこで、私は、大臣は非常に良心的な人でありまして、公務員にとつては一生の問題であります。大臣はこれから一生自治大臣をやつておるかどうかわからない。私はやつていただきたいと思ひますのでありますけれども、そこで、大臣、この法律に基づいて、いろいろ問題があると私は思ひますのでありますけれども、自治省令というものがあつてありますから、この自治省令に、この審査についての運営、指名をしておく、いわゆる参事制度と申しますか、そういうものを自治省令にきちんと書いておく。この基金について、業務規程というものがつくられるわけでありまして、その自治省令を受けまして、この十二條の業務規程の中でそういう運営をやるんだという裏づけが、自治省の良心にかつても最低限やつておかなければいけないことだと私は思ひますのであります。いかがでございますか。

務規程でそういう運営をするんだということを保障する。これはきわめて後退した形でありまして、けれども、そのいづれか一つをとらなければならぬ。私は思うのであります。そのあとの後退したほうでもよろしいから、ひとつこの際、大臣からはつきりものを申していただきたい、こう私は思うのであります。

○藤枝國務大臣 業務規程に書くということにつきましては御提案があったわけでもございまして、後退したとおっしゃいますけれども、この業務規程に書くということにおきまして、公務員の権利の保護になるわけでもございまして、そういう方向で検討をいたします。

○細谷委員 大臣忙しかつたので、行政局長のいままでの答弁を、私は確認しているのですが、少し忙しかつたので、勉強不足とは申しませんが、どうも歯切れが悪い。少なくとも自治省令に基づいて、労災法にのっとったようなそういう制度で運営するように、自治省令に書いて、業務規程等を受けて、そして運営するようにいたしましう、そういうことではないと、大臣これはちょっと困るのです。

○長野政府委員 いまのお話でございしますが、審査会におきまして審査するにあたりまして、関係者の意見を聞くというような方法について、業務規程の根拠になります自治省令の中に定めることができるかできないか、可能か可能でないかというところでもございしますならば、それは私もそういうやり方は可能だというふうに考えます。

○細谷委員 私は時間がないから、ほんとうはこの法律の中における自治省令と業務規程との三者の関係というのは一体どうなるかということをつまびらかに聞きたいと思っておつた。しかし、この法律案を見る限りにおいては、自治省令というのは絶大な権限を持っているわけだ。書くことができるでしょうが、これはいかぬですよ。自治省令にお書きになったらいでしよう。労災法は新しい法じゃないですよ。ですから、自治省令にそういう労災法にのっとったような運営

をいたします——労災法ではちゃんと、関係労働者及び関係事業主を代表する者二名、こういう者が指名されるわけでありまして、法律五条に基づいて。そしてこの人たちが意見を述べることができるのであります。そういう運営を、言ってみれば自治省令を受けて業務規程に載せて一種の参事制度という形で——どういう名前か知りませんが、これは仮称ですが、そういう形で運営するようになれば、一方交通だというしりはある程度免れることができるのではないかと。運営さえ気をつけられ、この労災法と同じような精神で運営できるものと、こう思いますので、私は、重要な点でありますから口をすっぱくして申し上げておるわけですが、もう一度これははつきり聞かしていただきたい。

○藤枝國務大臣 実は最初の御質問のとき初めて伺ったことでもございまして、いろいろ考えておりました。それで、御趣旨の点をとりましますならば、自治省令で書いて、そして業務規程に入れるというこの方向でやります。

○細谷委員 もう一点、これは私の大臣に対する切なる希望であります。この委員は中央の審査会が五名、支部審査会が三名ということになります。その支部というものは都道府県とそれから指定市に置かれるわけでもございします。この審査会というのは、学識経験を有する者でありますから、これはやはり医学上の知識も必要でございしうし、あるいは法律上の知識も必要でございしう。いわゆる学識経験者であらうと思つてのあります。この運営にあたりましては、九九・九%の対象者というのは組合員であるわけでありまして、この選任にあたりましては、中央の場合には理事長であります。それから支部の場合は事務所の長がやるわけでありまして、その選任にあつても、組合の代表者だとか、あるいは使用者の代表者という形ではありせんけれども、やはり中立公正な審査会ができるように配慮しなければならぬだろう。したがって使用者、管理者側

の意見も聞くことが必要でありましよう。あるいは、組合員の意見を聞くことも必要であらうと思つてのあります。そういう形におきまして、中立公正な委員が選任されるように特段の配慮をする必要があると思つてのあります。この点いかがでございしう。

○藤枝國務大臣 審査会の審査委員というものは、ほんとうに第三者的な公正中立なものでなければならぬから、その人選については、各方面の意見を聞いて、真にこの審査会の委員にふさわしい人間を選任するように指導してまいりたいと思つてのあります。

○細谷委員 真にといふと、大臣、少しくどいようですけれども、この法律がずいぶん一方交通の感がありますので、いまの私の質問を通じていふ公正中立な方向に向いておるわけでありまして、けれども、この法律のような形式、タイプで、これが公正中立でございしますとやられますと、これは問題があると私は思つてのあります。そこでひとつこの選任にあたりましては使用者のほうに、あなた何かこういうのに適當な人はいないだろうか、あるいは組合員のほうにも、何か適當な人がないだろうかという形で、やはり広く知識を、世界に求めるのではなくて、労使の間に求めて、そして万機公論に決するやうな、中立公正な人を選ぶ努力をお約束していただきたいと私は思つてのあります。いかがでしう。

○藤枝國務大臣 各方面の意見を聞くと申し上げましたのは、あるいは職員団体、あるいは使用者、あるいはその他を含めて各方面と申し上げた次第であります。

○細谷委員 少し気にかかるところがありますけれども、大臣を信頼いたしまして、次に移りたいと思つてのあります。

先ほど来申し上げましたように、この地方公務員の中には、団体交渉権を持っております地方公務員の中には、団体交渉権を持っております。その人たちは団体交渉に基づいて団体協約を結ぶことができるわけでありまして。そういう人たちは今度入ってくるわけでもございしますし、また、この地方公務員の災害補償につきましては、条例ですてに定めるところがございします。その条例に幅がありますから、この法律は一つの基準を設けまして、災害補償が真に災害補償たるようにしようといふところから出ておると思つてのあります。私がお尋ねいたしたいことは、先ほどの自治権との関連もあるわけでありまして、すでに条例ができておつた——条例から下のほうの人は、これは法律が規定する水準まで上げなければいかぬでしうけれども、それより上回つておる分も幾つかあるわけでありまして。これはやはり地方自治体の自主的な交渉等に基づいてできたものでありますから、一種の既得権であります。これはやはり尊重されなければならぬのではないかと。それがいわゆる地方自治体の固有の条例制定権でもあるのだ、こう私は思つてのあります。したがって、この問題についてひとつ大臣の率直なお考えを承つておきたいと思つてのあります。

○藤枝國務大臣 今回の地方公務員の公務災害補償制度、これはわが国の現在のこの種災害補償制度の中にあきまはしては、相当高い水準であると思つてのあります。したがって、これ以上につけ加えるということは必ずしもどうかと思つてのあります。いま申されたように、団体交渉の結果、既得権としてこれを上回つておるものがある、そういうものを、それはいいけないというやうなことは言うつもりは全然ございせん。

○細谷委員 大臣、急がれておるようでありますし、大臣は言うつもりはないということでもありますが、最後に、大臣はいま十分つたかと思つてのありますから、線香は十分つたかと思つてのありますけれども、五十七条であります。いわゆるスライド制でございします。地方公務員等共済組合法には、法律の大原則、通則のところ七十四条の二というものを書いておるのです。スライド制は内容は同じなんです。それから労災法では、十分じゃありませんけれども、一応スライド制というものを確立しておる。物価等の変動で二割

以上デビエーションがあった場合は調整するとはつきりと書いてある。不十分ながらスライド制が確立しています。言ってみますと、これは労災法から出た子供といつてもいいわけであり、この法律の五十七条に書いてあるわけであり、これが大臣、何と難則ですよ。通則じゃないですよ。これは法律の中では、私は、スライド制というのは共済に書いてあるから書かなければならぬというわけでは難則に書いたのではないかと思うのです。ついたりじゃないかと思うのです。これは、既に食わぬのでありますが、書いてありますから、それ以上申しませんけれども、このスライド制というのは、私は言ってみますと、共済組合以上に切実な問題であらうと思います。しかも労災法では確立しているわけですから、これについて大臣の決意のほどをひとつ伺っておきたいと思

う。

○藤枝国務大臣 この点に關しまして、国家公務員の災害補償等とも関連をいたしますが、労災との関係もございまして、至急にこの制度の確立に努力をいたしたいと考えます。

○細谷委員 六十五条、「この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。」ということがあります。「支給を受けた金品を標準として」というのは、これは一体どういうことですか。たとえば、先ほどありました条例でございまして、この法律より上回ったプラスアルファがあった場合には、そのプラスアルファの部分については税金がつくのですか、これをちょっとはつきりしてくださいませんか。

○長野政府委員 この六十五条の「金品を標準として」といいますのは、金品を課税標準としてということでございます。「この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品」というのは、そういうことですが、それ以外の地方団体の独自の条例でいままですつておりますものにつきましては、所得税法の施行令等では現在非課税の取り扱いをしております。

○細谷委員 そうすると、条例でもらったものも非課税の取り扱いですね。

○長野政府委員 現在そういう取り扱いをしております。

○細谷委員 プラスアルファがあった場合、どうなりますか。

○長野政府委員 税法上非課税の取り扱いをしております。

○細谷委員 それでいいですね。

もう一つ、小さいことでありますが、第七十条、これはいわゆる常勤でない人ですね。当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てる、これは条例でどういうふうに定めようかと期待しているのですか。この不服審査、議員等の場合ですね、どういうふうに条例で期待しているのですか、聞かしていただきたい。

○長野政府委員 法律に基づきますものについての審査の申し立ての手続等につきましては、先ほどお話しに出ました業務規程によつて手続をつくる予定でございますが、地方団体の条例で定めま

すものにつきましては、地方団体の条例で不服審査の申し立ての手続をつくるわけでございますが、内容につきましては、おおむね法律でつくりました不服審査の申し立てのやり方と大体似たものでつくることになるように指導したいと考えております。

○細谷委員 大臣、忙しいようでありますから、一点だけ、これは大臣にお聞きしたい。

地方公務員関係は、四十五条の災害補償というのは、今度のこの法律によりまして従来条例によつておつたものが法律で規定されることになるわけであり、四十三条は共済制度であります。

これは法律によつて共済制度はきめると書いてあります。四十二条は厚生制度といふのがありますが、これは市町村の義務になつておるのであります。災害補償は法律が今度できた、共済制度は法律ができた、そうしますと、一番いまだ不十分なのは厚生制度であります。地方公務員法四十二条の規定であります。これについてはまことに不

親切なんですね。これを今後どういうふうにするおつもりなのか、承つきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 お話しのよう、地方公務員法四十二条の厚生制度について、この財源付与等について従来不十分であることは御指摘のとおりでございます。これについては、交付税の財政需要額、基準需要額の問題その他を含めまして、厚生制度の充実に今後力を入れてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 終わります。

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○龜山委員長 これより地方公務員災害補償法案を討論に付するものでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに本案の採決を行ない求めます。

地方公務員災害補償法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 この際、塩川正十郎君、山口鶴男君、折小野良一君及び小濱新次君から、四派共同提出をもちまして、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法案に対する附帯決議につきまして、私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表して、その趣旨を説明いたします。

まず最初に案文を朗読いたします。

地方公務員災害補償法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、とくに左の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、基金の運営審議会の学識経験者のうちに職員を代表する者が選任されることにより、基金の民主的運営が確保されるよう配慮すること。

二、地方公務員災害補償基金審査会の審査にあつては、あらかじめ、職員を代表する者の意見を求めることとする等適切な措置を講ずること。

三、公務災害による年金受給者等の生活を保障するため、スライド規定実施のための具体的措置についてすみやかに検討すること。

右決議する。

以上が案文でございます。

次に、その趣旨を説明いたします。

まず第一点につきましては、御承知のように、労働者災害補償保険法における運営審議機関の委員は、労使代表と学識経験者の三者構成であり、大臣任命による中立的性格を有しているものであります。本法案もこれと同種の地方公務員の公務災害補償制度でありますことにかんがみ、本制度の民主的運営を確保するため、基金の運営審議会の学識経験者のうちに職員を代表する者を選任するよう配慮すべきものとしております。

第二点につきましては、災害を受けた場合の給付決定等に対する不服審査制度におきまして、労働者災害補償保険法におきましては、社会保険審査会の委員の任命につき、衆参両院の承認を得て総理大臣が任命する等の方法により中立的性格を保障するとともに、中央及び地方の審査機関には、それぞれ労働者及び使用者が推薦する者を参事として指名し、その参事に意見の陳述、立ち会い等の機会を与えているのであります。したがって、本制度におきましても同様の趣旨に基づき、中央及び地方の審査会の審査にあつては、あらかじめ職員を代表する者の意見を求めることとする等、適切な措置を講ずることにより、その民主的運営を期せうとするものであります。

第三点は、いわゆるスライド規定についてであります。労働者災害補償保険法におきましては、賃金が従前の二〇%をこえて上昇した場合には、これに対応して災害補償年金額等を引き上げる、いわゆるスライド規定が設けられているのであります。したがって、本制度におきましても同様に、公務災害による年金受給者等の生活を保障するため、スライド規定実施のための具体的措置をすみやかに検討すべきものとしております。

以上が本決議案の趣旨であります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

○亀山委員長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立総員。よって、塩川正十郎君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、藤枝自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝自治大臣。

○藤枝国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしましたして善処したいと存じます。

○亀山委員長 おはかりいたします。

ただいま議決されました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

地方行政委員会議録第三十二号中正誤

多少 段 行 誤

四二五 古山委員 古屋委員 正

昭和四十二年七月二十六日印刷

昭和四十二年七月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局